

JASSO 年報

令和 6 年度

はばたく翼、ささえる掌 Catching Dreams - You! Supporting Hands - JASSO!



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

は じ め に

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的として、平成16年4月に設立されました。

ICTやAIをはじめとする科学技術が急速に進歩し、社会が変容を続ける中で、高等教育もそこで学ぶ学生等の生活も大きく変わりつつあります。また、国際秩序の不透明感や、国内で相次ぐ自然災害は、JASSOが支援している学生生活にも影響を与えることが懸念されます。

このような状況のもと、学生支援のナショナルセンターであるJASSOが果たすべき役割は益々重要になっています。

令和6年度は当機構にとって、第5期中期目標期間（令和6年度から令和10年度まで）の初年度にあたります。令和2年4月創設の「高等教育の修学支援新制度」の安定的な運用や「トビタテ！留学JAPAN」の第2ステージの開始など、JASSOは憲法及び教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念の下、日本人学生及び外国人留学生に対する学生支援サービスを総合的・効果的・継続的に提供できるよう、組織を挙げて取り組んでまいりました。

JASSO 年報は、当機構が実施している事業について、広く国民に周知することを目的として、平成16年の設立以来、毎年作成しているものです。

当機構の事業にご協力頂いた関係者の皆様に深謝いたしますとともに、本年報が皆様の参考になれば幸いです。

令和7年9月

独立行政法人日本学生支援機構

* * * * *

目次

* * * * *

第1章 独立行政法人日本学生支援機構の概要	1
1 目的	1
2 設立	1
3 事業の内容	1
第2章 組織・運営	2
1 役員の状況	2
2 運営評議会	2
3 独立行政法人日本学生支援機構評価委員会	3
4 コンプライアンス体制	3
5 内部監査	3
6 広報・広聴	4
7 情報公開・個人情報保護	5
第3章 奨学金事業	6
1 奨学金の給付及び貸与	6
2 奨学生の採用	9
3 奨学生の異動及び補導	15
4 その他の補導事業	16
5 奨学金の返還	17
6 機関保証制度検証委員会	24
7 奨学業務連絡協議会等	24
8 スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施	25
9 奨学業務システム（JSAS）及び情報連携用システム等	25
10 奨学金情報提供の更なる充実	27
第4章 留学生支援事業	28
1 国際奨学関連事業	28
2 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～の実施	30
3 留学生地域交流事業（公益財団法人中島記念国際交流財団助成事業）	33
4 帰国外国人留学生に対するフォローアップ	33
5 日本留学試験	33
6 留学生宿舎にかかる支援	36
7 留学情報の提供等	37

8	日本語教育の実施	41
第5章	学生生活支援事業	43
1	学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	43
2	障害のある学生等への支援	43
3	キャリア教育・就職支援	46
4	学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付	47
第6章	調査研究	48
1	調査研究	48
2	客員研究員	51
第7章	その他の事業	52
1	JASSO災害支援金	52
2	学生支援寄附金	52
3	児童養護施設等の生徒への受験料等支援	53
第8章	日誌	54
第9章	予算及び決算	55
1	決算報告書	55
2	貸借対照表	60
3	行政コスト計算書	62
4	損益計算書	63
5	キャッシュ・フロー計算書	64
第10章	評価	65
1	機構による自己評価	65
2	文部科学大臣による評価	65
第11章	資料	67
1	法規	67
2	事業所	70
3	委員会・会議等の開催	71
4	後援名義の使用許可状況	80
5	事業・制度、組織の沿革	82

6 奨学金関連データ	93
------------------	----

主要用語の解説等	121
----------------	-----

第1章 独立行政法人日本学生支援機構の概要

1 目的

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立され、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としている。

2 設立

平成16年4月1日、日本育英会（昭和18年10月18日創立）の日本人学生への奨学金貸与事業や、財団法人日本国際教育協会（昭和32年3月1日創立）、財団法人内外学生センター（昭和20年7月1日創立）、財団法人国際学友会（昭和10年12月18日創立）及び財団法人関西国際学友会（昭和31年6月8日創立）の各公益法人において実施してきた留学生交流事業、並びに国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する中核機関として誕生した。

3 事業の内容

○ 奨学金事業

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与及び支給を行っている。また、学生の多様なニーズに対応した奨学金制度の充実や申請手続の改善、奨学金に関する情報提供の充実、適切な回収を行っている。

○ 留学生支援事業

外国人留学生及び海外に留学する日本人学生に対する奨学金の給付、各種留学生交流プログラムの実施、日本留学試験等による入学手続きの改善、留学に関する情報の収集・提供等を推進している。また、留学生の戦略的受入及びグローバル人材の育成のために、各種事業の充実に努めている。

○ 学生生活支援事業

大学等が行う各種学生生活支援活動をサポートするために、学生生活支援に関する各種の情報を収集・分析し情報の提供を行っている。また、政府の政策や大学等のニーズを踏まえて、キャリア教育支援や障害学生支援の充実に努めている。

第2章 組織・運営

1 役員の状況

役員は、理事長、理事及び監事によって構成されている。

理事長及び監事は、文部科学大臣によって任命され、理事は理事長が任命する。

定数は、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとされている。

役名	氏名	備考
理事長	吉岡 知哉	令和6年4月1日 就任 令和6年4月1日 就任
理事長代理	蝦名 喜之	
理 事	石川 和則	
"	谷合 俊一	
"	吉野 利雄	
監 事 (非常勤)	竹内 俊郎	
監 事 (非常勤)	小川 千恵子	

令和7年3月31日現在

2 運営評議会

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、審議を行い、理事長に助言するため、運営評議会を置いている。

委員は理事長が委嘱する。

○開催状況

期 日：令和6年12月11日（水）

場 所：日本学生支援機構 東銀座事務所 8階 第1会議室

議 題：JASSOの第5期中期目標期間の取組について

○委員名簿（令和6年10月現在）

内田 隆志	全国高等学校長協会 会長 東京都立三田高等学校 校長
小田中直樹	国立大学法人東北大学大学院経済学研究科 教授
小原 芳明	日本私立大学協会 会長 玉川大学 理事長・学園長
清水 裕	全国専修学校各種学校総連合会 常任理事 学校法人清水学園 理事長
白澤 麻弓	国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 教授
杉村 美紀	上智大学総合人間科学部教育学科 教授
田中 愛治	一般社団法人日本私立大学連盟 会長 早稲田大学 総長
田名部智之	一般社団法人全国高等学校PTA連合会 代表理事（会長）
中尾根康宏	一般社団法人全国地方銀行協会 常務理事
仁科 弘重	一般社団法人国立大学協会 理事 国立大学法人愛媛大学 学長
古沢由紀子	株式会社読売新聞東京本社 編集委員
村上 明美	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学 学長

（50音順・敬称略）

3 独立行政法人日本学生支援機構評価委員会

機構の業務の実績について評価を行うため、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会規程に基づき、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を置いている。

○開催状況

期 日：令和 6 年 6 月 10 日（月）

場 所：日本学生支援機構 東銀座事務所 8 階 第 1 会議室

議 題：①第 4 期中期目標期間業務実績・自己評価案及び令和 5 年度業務実績・自己評価案について

②第 5 期中期目標期間業務実績及び令和 6 年度業務実績に係る評価指標案について

○委員名簿（令和 6 年 4 月現在）

梅原 出	横浜国立大学 学長
小川 秀行	公認会計士・税理士
小嶋 浩志	株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部長
坂本 雅士	立教大学経済学部 教授
深堀 聡子	九州大学未来人材育成機構 教授
堀江 未来	立命館大学グローバル教養学部 教授

（50 音順・敬称略）

4 コンプライアンス体制

機構は社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保を図るため、コンプライアンス推進に係る体制を整備している。具体的には、「コンプライアンスの推進に関する規程」を設け、理事長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を開催し、コンプライアンスの推進に関する各年度の具体的計画及び総括に関する事項の検討・審議等を行っている。コンプライアンス推進委員会における検討・審議を踏まえ、令和 6 年度のコンプライアンス・プログラムが策定された。この中には、コンプライアンス研修の充実、服務規律の確保と人権侵害の防止などが盛り込まれている。

なお、コンプライアンス研修の一環として、令和 6 年 10 月に、課長補佐級の職員並びに首都圏以外の支部及び大阪日本語教育センターに勤務する職員（117 名）を対象に、研修用動画の視聴及び関係資料の配付による研修を実施した。

5 内部監査

内部監査は、内部監査規程第 2 条に基づき、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 3 条の目的の達成を目指し、業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的な執行を図ることを目的として実施されており、令和 6 年度の対象は業務（会計経理に関するものを除く。）に関する監査（以下「業務監査」という。）、会計規程（平成 16 年規程第 1 号）第 56 条の規定に基づく会計経理に関する監査（以下「会計監査」という。）、貸与奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成 21 年細則第 6 号）第 9 条及び給付奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成 31 年細則第 6 号）第 8 条の規定に基づく自己査定に関する監査（以下「自己査定監査」という。）、文書管理規程（平成 16 年規程第 8 号）第 30 条第 2 項に基づく法人文書の管理の状況に関する監査（以下「法人文書監査」という。）、個人情報保護規程第 37 条に基づく個人情報保護に関する監査（以下「個人情報保護監査」という。）及び情報セキュリティ対策基準 2.3.2 に基づく情報セキュリティに関する監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）である。

業務監査については、「調査業務」、「個人信用情報機関の活用」及び「支部の法的処理」に関す

る事項について、令和6年6月～令和7年1月の間に、留学生事業部、学生生活部、東北支部及び近畿支部を対象に、監査を実施した。

会計監査については、「支部の会計処理」に関する事項について、令和6年9月～令和7年1月に、東北支部、近畿支部を対象に、監査を実施した。

自己査定監査については、自己査定結果の正確性、償却債権の状況等について、奨学事業戦略課及び法務課を対象に、令和6年5月～9月の間に監査を実施した。

法人文書監査については、総務課が実施した令和5年度の法人文書管理状況の点検についての資料に基づき、令和6年5月～10月の間に監査を実施した。

個人情報保護監査については、個人情報の管理状況等について、令和6年10月～令和7年3月の間に、本部、青海事務所（駒場事務所の留学試験課を含む）、東京日本語教育センターを対象に、監査を実施した。

情報セキュリティ監査については、東銀座事務所以外に所在する首都圏事務所（関東甲信越支部を除く）、情報部における情報セキュリティ対策に係る関係規定及びその実施条項について、令和6年10月～令和7年3月の間に、監査を実施した。

6 広報・広聴

(1) 刊行物

機構の組織や事業について広く伝達することを目的として次の刊行物を作成・配布した。

① 「日本学生支援機構 2024 概要」 A4 判・24 ページ

機構の事業の目的、内容、実績等を紹介したパンフレットであり、4,500 部作成し、関係方面に配布した。

② 「JASSO OUTLINE 2024-2025」 A4 判・24 ページ

英語にて、機構の事業の目的、内容、実績等を紹介したパンフレットであり、1,300 部作成し、関係方面に配布した。

(2) ホームページ

ホームページを活用した情報提供を迅速・積極的に行った。

(3) SNS の活用

① JASSO 公式 X（旧 Twitter）

学生等に対し、各種支援情報をより迅速・広範に周知するため、X（旧 Twitter）“JASSO 総合チャンネル” に、令和6年度は248件の投稿を行った。

② YouTube JASSO channel

奨学金の周知を目的として、令和4年度に制作した広報動画「進学応援委員会ゴリエダさんの奨学金のススメ」の内容を一部更新し、引き続き YouTube JASSO チャンネルで公開した。また、「JASSO 概要」の要素を踏まえ、より視聴に適した媒体として、組織紹介のショート動画「はばたく翼、ささえる掌」を制作した（令和7年度公表）。

(4) プレスリリース

機構の事業に係る重要な施策・方針等について、報道機関（新聞社・テレビ局）及び自治体に対して、令和 6 年度は 25 件のプレスリリースを行った。

(5) 広聴モニター

高等教育への進学希望の有無に関係なく、高校生及び高校生の保護者を対象に、日本学生支援機構の事業に関する情報提供の在り方の見直しに資する情報の収集及び、高等教育の修学支援新制度の認知度やその情報入手の方法などについて調査することを目的として、広聴モニターを活用した調査を実施し、その結果を令和 7 年 5 月に公表した。（令和 7 年 2 月に調査実施。）

また、ホームページ上に開設している常設のご意見窓口に寄せられた機構の事業に対する意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議業務報告部会で報告するとともに、返還手続きに係る利便性向上への対応など業務改善の参考とした。

(6) 論説委員との懇談会

マスコミとのコミュニケーションを図るため、論説委員と機構役員との懇談会を実施した。

○開催状況

期 日：令和 7 年 3 月 10 日（月）

形 式：対面（日本学生支援機構 東銀座事務所 8 階第 1 会議室）

議 題：第 5 期中期目標期間の主な取組事項について

7 情報公開・個人情報保護

(1) 情報公開

情報の公開に関する規程等に基づき、機構の事業に関する情報開示請求に対して適切に対応するとともに、職員に対し情報公開基準等の周知を行うなど、情報公開の推進を図った。

令和 6 年度の法人文書の開示請求件数は、13 件であった。

(2) 個人情報の保護

個人情報保護規程に基づき、各部等に個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置き、個人情報保護を図るための安全管理体制を整備している。また、役職員の意識向上に資するため、全役職員に対する個人情報保護研修や、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を対象とした保有個人情報の適切な管理の為の研修を行うなど、個人情報の適切な取り扱いについての周知・徹底を図った。

令和 6 年度の保有個人情報の開示請求は 6 件、訂正請求は 0 件であった。

第 3 章 奨学金事業

1 奨学金の給付及び貸与

(1) 給付奨学金

① 給付実績

経済的に極めて困難な状況にある低所得世帯の生徒に対して大学等への進学を後押しすることを目的として、平成 29 年度に給付奨学金が創設された（旧給付奨学金）。令和 2 年度からは、対象者及び支給額を拡充した（新給付奨学金）。

令和 6 年度の給付計画は、旧給付奨学金及び新給付奨学金をあわせて給付人員 64 万 3,513 人、給付金額 2,573 億 5,060 万円であり、給付実績は下表のとおり、給付人員 35 万 628 人、給付金額 1,500 億 1,028 万円であった。この内訳は、旧給付奨学金の給付人員 19 人、給付金額 696 万円、新給付奨学金の給付人員 35 万 609、給付金額 1,500 億 332 万円であった。

区 分		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
給付人員（人）	旧給付奨学金	(0.3%) 1,914	(0.3%) 871	(0.0%) 85	(0.0%) 81	(0.0%) 31	(0.0%) 19
	新給付奨学金	(99.7%) 594,594	(99.7%) 336,518	(100.0%) 574,570	(100.0%) 341,732	(100.0%) 643,482	(100.0%) 350,609
	計	(100.0%) 596,508	(100.0%) 337,389	(100.0%) 574,655	(100.0%) 341,813	(100.0%) 643,513	(100.0%) 350,628
給付金額（千円）	旧給付奨学金	(0.3%) 708,240	(0.2%) 316,330	((0.0%) 38,520	((0.0%) 26,680	(0.0%) 14,280	(0.0%) 6,960
	新給付奨学金	(99.7%) 252,468,271	(99.8%) 150,429,007	(100.0%) 260,104,415	(100.0%) 152,767,135	(100.0%) 257,336,324	(100.0%) 150,003,316
	計	(100.0%) 253,176,511	(100.0%) 150,745,337	(100.0%) 260,142,935	(100.0%) 152,793,815	(100.0%) 257,350,604	(100.0%) 150,010,276

（注 1）各欄上段（ ）内は、給付人員又は給付金額計に対する構成比である。

（注 2）上表の給付人員計画には、授業料減免のみの人数を含まない。また、実績は各年度において 1 円以上支給があるものである。

② 事業費の財源

事業費の財源は国庫補助金である。旧給付奨学金はこれにより学資支給基金を造成し管理している。

③ 給付月額

令和 6 年度の学種別の給付月額については、第 7 表－1「奨学金の給付月額」（100 ページ）のとおりである。

(2) 貸与奨学金

① 貸与実績

令和5年度の貸与計画は、第一種奨学金及び第二種奨学金をあわせて貸与人員 112 万 8,791 人、貸与金額 8,552 億 7,968 万円であり、貸与実績は下表のとおり、貸与人員 108 万 7,181 人、貸与金額 8,238 億 3,420 万円であった。この内訳は、第一種奨学金の貸与人員 46 万 4,515 人、貸与金額 2,674 億 7,522 万円、授業料後払い制度の貸与人員 149 人、貸与金額 1 億 2,867 万円、第二種奨学金の貸与人員 62 万 2,517 人、貸与金額 5,562 億 3,031 万円であった。

区 分		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
貸与人員 (人)	第一種 奨学金	(41.1%) 505,157	(41.3%) 467,062	(42.0%) 502,954	(41.8%) 462,452	(41.3%) 465,949	(42.7%) 464,515
	授業料 後払い制度	-	-	-	-	-	(0.0%) 149
	第二種 奨学金	(58.9%) 724,939	(58.7%) 664,782	(58.0%) 693,330	(58.2%) 644,278	(58.7%) 662,842	(57.3%) 622,517
	計	(100.0%) 1,230,096	(100.0%) 1,131,844	(100.0%) 1,196,284	(100.0%) 1,106,730	(100.0%) 1,128,791	(100.0%) 1,087,181
貸与金額 (千円)	第一種 奨学金	(32.2%) 294,857,518	(32.1%) 272,287,176	(33.2%) 295,820,041	(32.3%) 269,272,952	(32.0%) 273,304,404	(32.5%) 267,475,218
	授業料 後払い制度	-	-	-	-	-	(0.0%) 128,667
	第二種 奨学金	(67.8%) 619,822,850	(67.9%) 575,408,680	(66.8%) 594,877,040	(67.7%) 563,619,350	(68.0%) 581,975,280	(67.5%) 556,230,310
	計	(100.0%) 914,680,368	(100.0%) 847,695,856	(100.0%) 890,697,081	(100.0%) 832,892,302	(100.0%) 855,279,684	(100.0%) 823,834,195

(注) 各欄上段 () 内は、貸与人員又は貸与金額計に対する構成比である。

② 事業費の財源

令和 6 年度における事業費財源の内訳は、次のとおりである。

〔奨学金の財源〕

(単位：千円)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第一種奨学金	一般会計借入金	(37.3%) 101,453,380	(37.2%) 100,303,523	(36.4%) 97,433,523
	財政融資資金	(2.0%) 5,400,000	(0.4%) 1,000,000	(0.0%) -
	民間資金借入金	(0.1%) 200,000	(0.0%) -	(0.1%) 139,000
	貸付回収金充当等	(60.7%) 165,233,796	(62.4%) 167,969,429	(63.5%) 170,031,362
	計	(100.0%) 272,287,176	(100.0%) 269,272,952	(100.0%) 267,603,885
第二種奨学金	財政融資資金	(99.3%) 571,300,000	(104.0%) 586,200,000	(92.8%) 516,100,000
	日本学生支援債券	(20.9%) 120,000,000	(21.3%) 120,000,000	(21.6%) 120,000,000
	民間資金借入金	(20.3%) 116,800,000	(20.4%) 115,000,000	(28.4%) 157,861,000
	貸付回収金充当	(113.8%) 655,028,680	(110.9%) 625,129,350	(117.7%) 654,829,310
	財政融資資金等償還金	(△154.3%) △ 887,720,000	(△156.6%) △ 882,710,000	(△160.5%) △ 892,560,000
	計	(100.0%) 575,408,680	(100.0%) 563,619,350	(100.0%) 556,230,310
合 計		847,695,856	832,892,302	823,834,195

(注 1) 各欄上段 () 内は第一種奨学金計又は第二種奨学金計に対する構成比である。

(注 2) 計欄の構成比については四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(注 3) 第一種奨学金のうち授業料後払い制度については、令和 6 年度より計上している。

③ 貸与月額

令和 6 年度の学種別の貸与月額については、第 7 表－ 2 「奨学金の貸与月額」(100 ページ) のとおりである。

(3) 奨学金の交付

奨学金は、原則として毎月、奨学生の指定した預貯金口座に振込送金を行っている。現在、口座振込の契約を行っている銀行は、都市銀行 5 行、地方銀行 62 行、第二地方銀行 37 行、信用金庫 255 金庫、信用組合 89 組合、労働金庫 13 金庫、ゆうちょ銀行である。

2 奨学生の採用

(1) 給付奨学金

① 新規採用数

令和6年度の新規採用数は、13万6,381人であった。この内訳は旧給付奨学金が0人、新給付奨学金が13万6,381人である。

② 新給付奨学生の採用の概要

新給付奨学生の新規採用数は13万6,381人で、その内訳は以下のとおりである。

なお、新規採用者のうち、進学後に奨学生として採用する「予約採用制度」の採用候補者は9万3,444人、このうち進学後に所定の手続きを行って採用となった者は8万1,230人であった。

(単位:人)

学 種	新規採用数	区 分	人 数		
				家計急変採用	予約採用数※
大 学	90,591	国 立	12,258	149	6,758
		公 立	5,545	66	3,196
		私 立	72,788	709	41,435
短 期 大 学	6,495	国 立	—	—	—
		公 立	473	1	320
		私 立	6,022	18	4,125
高等専門学校	1,765	国 立	1,560	6	587
		公 立	127	1	41
		私 立	78	0	21
専 修 学 校 (専門課程)	36,725	国 立	279	3	187
		公 立	1,044	3	649
		私 立	35,402	105	23,509
通 信 教 育	805	大 学	730	3	363
		短期大学	58	0	32
		専修学校 (専門課程)	17	1	7
合 計	136,381		136,381	1,065	81,230

※令和5年度に奨学生採用候補者となっていた者。(以下同様)

③ 令和7年度に進学予定の給付奨学生採用候補者数

令和7年度に進学予定の者で令和6年度に給付奨学生採用候補者となった者は15万3,899人であった。

④ 給付奨学生の状況（継続者数、満期者数など）

令和5年度からの継続者は26万8,905人、令和6年度に採用となった者は13万6,381人であった。また、年度途中で異動で給付終了となった者は3万1,345人、年度末に満期で給付終了となった者は8万6,727人となり、令和7年度に継続となる者は28万7,214人であった。

(2) 貸与奨学金

① 新規採用数

令和6年度の新規採用数は、38万9,039人であった。この内訳は第一種奨学金が18万5,874人、授業料後払い制度が150人、第二種奨学金が20万3,015人で、家計急変等による緊急採用（第一種奨学金）が334人、同様の事由による応急採用（第二種奨学金）が203人である。また、これらのうち入学時特別増額貸与奨学金の採用数は3万66人であった。

なお、高等学校及び専修学校高等課程等の生徒を対象とした奨学金事業に関しては、機構による採用は平成16年度入学者を最後とし、平成17年度入学者から各都道府県に事業移管しており、平成21年度以降の新規採用の実績はない。

② 第一種奨学生の採用の概要

第一種奨学生の新規採用数は18万5,874人で、その内訳は以下のとおりである。

ア 国内の新規採用数

第一種奨学生の国内の新規採用数は18万5,869人で、その内訳は下表のとおりである。

(単位:人)

学 種	新規採用数	区 分	人 数		
				緊急採用	予約採用数
大 学	111,003	国 立	16,538	38	13,314
		公 立	7,590	7	6,441
		私 立	86,875	225	70,887
短 期 大 学	7,590	国 立	—	—	—
		公 立	601	0	529
		私 立	6,989	7	5,995
大 学 院	24,778	修士・博士前期課程	23,110	14	9,315
		(うち法科大学院)	(617)	(2)	(210)
		博士・博士後期課程	1,668	8	259
高等専門学校	388	国 立	360	3	12
		公 立	8	0	2
		私 立	20	1	2
専 修 学 校 (専門課程)	41,983	国 立	419	0	337
		公 立	961	0	729
		私 立	40,603	31	31,523
通 信 教 育	127	大 学	114	—	—
		短期大学	9	—	—
		専修学校 (専門課程)	4	—	—
合 計	185,869		185,869	334	139,345

イ 第一種奨学金の新規採用者のうち、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学する前年度に奨学金採用候補者として決定し、進学後に奨学生として採用する「予約採用制度」の採用候補者は16万7,403人、このうち進学後に所定の手続きを行って採用となった者は12万9,771人であった。

ウ 新規採用者のうち、生計維持者の失職等により家計が急変した場合に、第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は 334 人であった。

エ 家計状況が厳しい世帯（年収 300 万円以下）の学生等に対し、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入（年収 300 万円）を得るまでの間は返還期限を猶予する「猶予年限特例制度」（平成 28 年度まで「所得連動返還型無利子奨学金制度」、大学院は対象外）による第一種奨学金の採用者は、6 万 918 人であった。

オ 海外留学奨学金

学位取得を目的として海外の大学院に進学する者のうち、海外留学支援制度（大学院学位取得型）における奨学金の給付を受ける者を対象とする第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の新規採用数は 5 人であった。

③ 授業料後払い制度

令和 6 年度より新設された大学院修士相当段階の学生を対象に、授業料相当額の支援を含む「授業料支援金」と、在学中の生活費を支援する「生活費奨学金」の 2 つの支援を受けることができる支援制度であり、令和 6 年度における新規採用数は、150 人であった。

④ 第二種奨学生の採用の概要

第二種奨学生の新規採用数は 20 万 3,015 人で、その内訳は以下のとおりである。

ア 国内の新規採用数

第二種奨学生の国内の新規採用数は 20 万 2,322 人で、その内訳は下表のとおりである。

(単位:人)

学 種	新規採用数	区 分	人 数		
				応急採用※	予約採用数
大 学	138,263	国 立	14,775	20	9,529
		公 立	6,381	4	4,536
		私 立	117,107	148	77,646
短 期 大 学	7,639	国 立	—	—	—
		公 立	435	0	327
		私 立	7,204	5	5,162
大 学 院	3,333	修士・博士前期課程	3,130	6	1,098
		(うち法科大学院)	(235)	(0)	(75)
		博士・博士後期課程	203	4	29
高等専門学校	206	国 立	181	0	3
		公 立	8	0	1
		私 立	17	0	1
専 修 学 校 (専門課程)	52,881	国 立	318	0	199
		公 立	674	0	414
		私 立	51,889	20	33,649
合 計	202,322		202,322	207	132,594

※第二種奨学金（海外）の応急採用を含む。

イ 第二種奨学金の新規採用者のうち、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学する前年度に奨学金採用候補者として決定し、進学後に奨学生として採用する「予約採用制度」の採用候補者は 17 万 7,875 人、このうち進学後に所定の手続きを行って採用となった者は 13 万 1,467 人であった。

ウ 新規採用者のうち、生計維持者の失職等により家計が急変した場合に、第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は 207 人であった。

工 海外留学奨学金

学位取得を目的として海外の大学等に進学する者を対象とする第二種奨学金（海外）の新規採用数は 693 人でその内訳は下表のとおりである。

(単位:人)

学 種	人 数
大 学	488
短 期 大 学	101
大 学 院	104
計	693

オ 入学時特別増額貸与奨学金

入学時の需要に対応し、入学月の貸与月額に 10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のうち希望する貸与額を増額して貸与する「入学時特別増額貸与奨学金」の採用実績は 3 万 66 人、120 億 5,390 万円であった。その人数の内訳は下表のとおりである。

(単位:人)

貸 与 額	人 数
10 万円	1,855
20 万円	3,111
30 万円	5,742
40 万円	1,554
50 万円	17,804
計	30,066

⑤ 令和 7 年度に進学予定の貸与奨学生採用候補者数

令和 7 年度に進学予定の者で令和 6 年度に貸与奨学生採用候補者となった者は下表のとおりである。

(単位:人)

学 種	種 別	人 数
大 学 ・ 短 期 大 学 ・ 専修学校（専門課程）	第一種奨学生	170,087
	第二種奨学生	228,050

⑥ 貸与奨学生の状況（継続者数、満期者数など）

令和5年度からの継続者は86万4,549人、令和6年度に採用となった者は38万9,039人であった。また、年度途中で満期、異動で貸与終了となった者は10万9,133人、年度末に満期で貸与終了となった者は28万3,840人となり、令和7年度に継続となる者は86万615人であった。

⑦ 機関保証制度

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすること、奨学金に係る保証の在り方を改善し返還を確実にすること等を目的に、平成16年度に機関保証制度を創設した。

学生は、奨学金を申し込むときに、保証機関の保証（一定の保証料が必要）が得られる機関保証か、連帯保証人と保証人を立てる人的保証のどちらかを選択する（海外の学位取得を目的とする奨学金貸与を受ける場合は、機関保証制度と人的保証制度の両方が必要）。

令和6年度の本制度への加入件数は22万6,316件であった。このうち、奨学生採用時に本制度を選択した件数は22万4,817件、新規採用数に占める割合（機関保証選択率）は56.1%であった。また、保証変更（採用当初は人的保証制度で債務の保証をしていた者が、返還完了までの間に機関保証制度に変更すること）は1,502件であった。

	機関保証選択数（件）	機関保証選択率（％）
第一種奨学金	104,475	56.2
第二種奨学金	120,342	56.0
計	224,817	56.1

（注）機関保証選択数とは、奨学生採用時に機関保証を選択した件数であり、人的保証から機関保証への変更分は含まない。

(3) 所得連動返還方式

平成29年度第一種奨学金採用者より、これまでの定額返還方式に加え、毎年の課税対象所得に応じて割賦額を設定する所得連動返還方式の選択を開始した。なお、令和6年度より新設された授業料後払い制度においては、全員所得連動返還方式としている。

令和6年度の本制度の選択件数は41,137件であった。また、新規の第一種奨学金採用者に占める割合（所得連動選択率）は22.2%であった。

3 奨学生の異動及び補導

(1) 奨学生の異動状況

新給付奨学生の退学・休学等の異動の状況は、8万8,839件（令和5年度：7万7,057件）であった（108ページ第15表－1）。

旧給付奨学生の退学・休学等の異動の状況は、15件（令和5年度：152件）であった（108ページ第15表－1）。

貸与奨学生の退学・休学等の異動の状況は、13万6,314件（令和5年度：15万816件）であった（108ページ第15表－2）。

(2) 奨学生の適格性の審査

奨学生としての適格性を審査するため、最高学年を除いた奨学生を対象として「奨学金継続願」の提出を求め、奨学生の学業成績、人物、経済状況の判定を行う「適格認定」を実施した。

また、奨学生として適格性に問題があると認定される事由が生じた場合は、関係法令等に従い、廃止、停止又は警告の処置を行った。

① 人物・学業に係る適格性の審査

学校に対し「適格認定報告」等の提出を求め、関係法令等に照らして適格性に問題がある者については、廃止、停止又は警告の処置を行った。

処置の内容については以下のとおり。

【新給付奨学金】

廃止： 奨学生の資格を失わせること。学校処分が退学、除籍、無期停学もしくは3か月以上の有期停学の場合、又は、正当な理由なく学業不振が著しい場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求める。

停止： 奨学金の交付を停止すること。

・3か月未満の有期停学、又は訓告処分の場合

・学業成績が連続して「警告」に該当した者で、2回目の「警告」が「GPA（平均成績）等が下位4分の1」の事由のみの場合（令和5年10月より）

警告： 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

【旧給付奨学金】

廃止： 奨学生の資格を失わせること。学校処分が退学、除籍、無期停学もしくは3か月以上の有期停学の場合、又は、学業不振に正当な理由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求める。

停止： 1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

警告： 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

【貸与奨学金】

廃止： 奨学生の資格を失わせること。

停止： 1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

警告： 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

なお、奨学生の補導状況に関しては 109 ページ第 16 表－1 及び第 16 表－2 のとおりである。

② 経済状況に係る適格性の審査

【新給付奨学金】

奨学生及び生計維持者の収入・所得状況（マイナンバーを利用）、及び資産状況に基づき、毎年 10 月からの支援区分の見直しを行っており、令和 5 年 10 月からの支援区分に基づく給付月額を交付した。ただし、見直しの結果、支援対象外となった場合は 10 月から 1 年間の奨学金交付を停止した。

【旧給付奨学金】

生計維持者の収入・所得状況（マイナンバーを利用）に基づき、毎年審査を行っていたが、令和 6 年度については、経済状況に基づく廃止対象者は存在しなかった。

なお、貸与奨学金については、借り過ぎ防止及び返還意識の涵養を図るため、貸与中の貸与月額が奨学生の経済状況から見て適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう、当該奨学生への指導を学校長へ依頼した。

(3) 給付奨学生の在籍報告

給付奨学生が大学等に在籍していること等をスカラネット・パーソナルを通じて機構へ報告する在籍報告を令和 6 年 4 月及び 10 月に実施した。

4 その他の補導事業

(1) 「奨学生のしおり」の配付等

給付奨学生・貸与奨学生の採用時に配付する「奨学生のしおり（ダイジェスト版）」、及びホームページに掲載の「奨学生のしおり（全体版）」により、奨学生としての心構えや貸与・給付中の手続きについて周知した。また、貸与奨学生に対しては、貸与終了時に配付する「返還のてびき（ダイジェスト版）」、及びホームページ掲載の「返還のてびき（全体版）」により、卒業後の奨学金返還の重要性及び連絡事項の周知・徹底を図った。

(2) 奨学金ガイダンス動画等の活用

ホームページ等に掲載のガイダンス動画（「【予約採用】奨学金を希望する皆さんへ」、「【在学採用】奨学金を希望する皆さんへ」、「【予約採用】採用候補者の皆さんへ」、「【在学採用】奨学生となった皆さんへ」、「奨学金の返還」）により、奨学金の申込手続きや採用時の手続き、返還開始までの手続きと流れといった奨学金に係る手続きを周知した。

(3) ホームページ等の充実

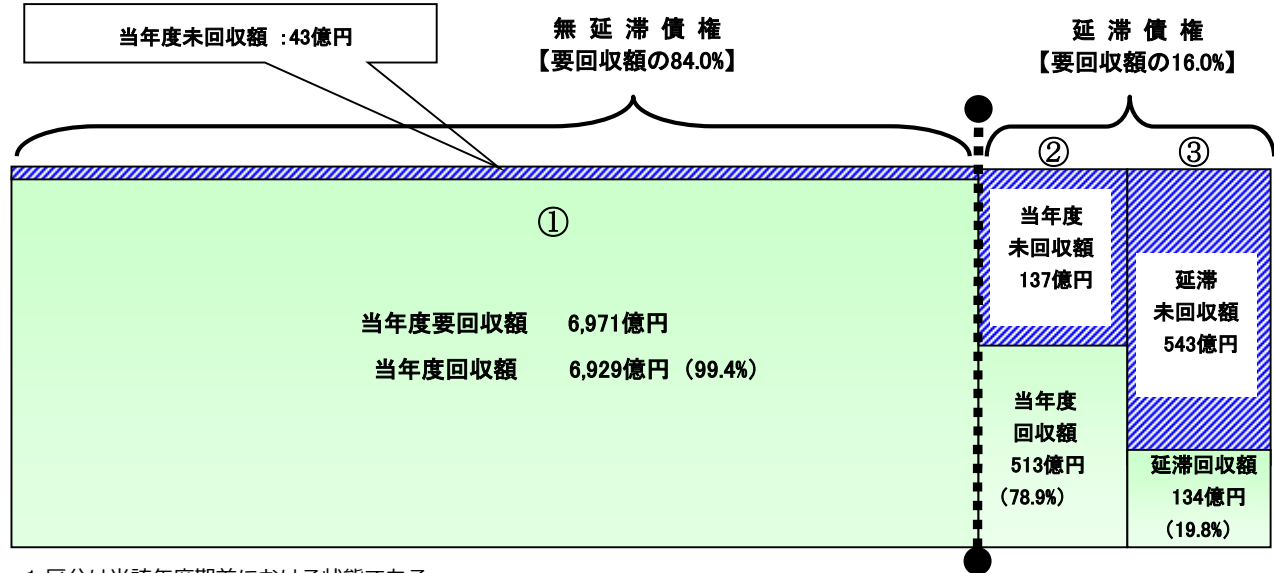
ホームページに奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載するとともに、奨学生個人の情報を確認できる「スカラネット・パーソナル」（平成 22 年 7 月開設。令和 7 年 3 月 31 日現在登録数：624 万 7759 件）についても引き続き運用している。

5 奨学金の返還

奨学金の返還に係る回収等の状況は以下のとおりである。なお、返還金の回収においては、「返還金回収促進策」を策定して取り組んでいる。

(1) 返還金の回収

令和6年度における返還金の回収状況については、下表のとおりである。



- 1.区分は当該年度期首における状態である。
- 2.上表における「延滞債権」とは、前年度末までに返還期日が到来した割賦が当年度期首に返還されていないもの。
- 3.要回収額とは、当該年度中に回収すべき額で、返還期日到来分のみ。
- 4.要回収額及び回収額には、繰上返還額は含まない。
- 5.() 内の数値は回収率である。

令和6年度		要回収額 (億円)	回収額 (億円)	未回収額 (億円)	回収率
期首無延滞者分	当年度①	6,971	6,929	43	99.4%
	当年度②	650	513	137	78.9%
期首延滞者分	延滞③	677	134	543	19.8%
	計 (②+③)	1,327	646	680	48.7%
計 (①+②+③)		8,298	7,575	723	91.3%
当年度計 (①+②)		7,621	7,441	180	97.6%

※合計金額については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

① 返還金全体の回収状況

ア 回収状況

令和6年度において返還を受けるべき額（以下、「要回収額」という。）は、8,298億1,161万円で、内訳は令和6年度中に新たに返還期日が到来するもの（以下、「当年度分要回収額」という。）7,621億372万円、令和5年度末までに既に期日が到来していながら延滞となり令和6年度に繰り越されたもの（以下、「延滞分要回収額」という。）677億789万円であった。

このうち、令和6年度に返還された額は7,575億2,921万円（回収率91.3%）で、内訳は令和6年度に返還期日が到来する当年度分（以下、「当年度分回収額」という。）7,441億3,811

万円（回収率 97.6%）、令和 5 年度末までに既に返還期日が到来している延滞分（以下、「延滞分回収額」という。）については、133 億 9,109 万円（回収率 19.8%）であった。

この結果、返還期日が到来しているにもかかわらず未返還となっている額（以下、「未回収額」という。）は 722 億 8,241 万円、延滞している人員は 31 万 7,683 人であり、前年度末と比較してそれぞれ 34 億 8,691 万円減少、1,130 人減少した。

イ 繰上返還

令和 6 年度に令和 7 年 4 月以降の割賦を繰上返還したものは 1,440 億 4,547 万円であった。これを含めて令和 6 年度に学資貸与金返還金として処理した額（回収額）は、元金 9,015 億 7,467 万円、利息 219 億 3,744 万円であった。

なお、令和 5 年度以前に繰上返還された額のうち、令和 6 年度分の割賦に該当するものを考慮した場合の回収率は 92.8%であった。

また、平成 26 年 1 月から、スカラネット・パーソナルを通じて繰上返還の申込が可能になった。

ウ 債権の状況

令和 6 年度の貸与債権の状況について、貸与金残高は 9 兆 2,724 億円で、このうち貸与中の者を除く要返還債権額は 7 兆 4,719 億円であった。

延滞債権の状況について、3 ヶ月以上の延滞債権額は 2,046 億円であり、要返還債権額に対する割合は 2.7%、6 ヶ月以上の延滞債権額については 1,509 億円で割合は 2.0%であった。

また、延滞債権数の割合（延滞債権数を、無延滞債権数との和で除したもの）は、6.5%であった。

なお、一般的ナリスク管理債権に相当する債権額は 5,962 億円であり、うち、破綻先債権は 322 億円、破綻先債権を除く延滞 3 ヶ月以上の債権は 2,170 億円、貸出条件緩和債権に相当する災害・傷病等の事由により返還期限猶予等となっている債権額は 3,471 億円であった。

しかし、これらは経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず貸与を行う本機構の業務特性、国の教育施策の一環として、独立行政法人日本学生支援機構法第 15 条に基づき法令に従って返還期限を猶予すること等により生じた債権であるため、全てが回収不能となるものではない。

② 第一種奨学金

ア 回収状況

要回収額は、2,692 億 3,226 万円で、内訳は当年度分 2,475 億 6,569 万円、延滞分 216 億 6,657 万円であった。

このうち、回収額は、2,470 億 6,087 万円（回収率 91.8%）で、内訳は当年度分回収額 2,437 億 7,556 万円（回収率 98.5 %）、延滞分回収額 32 億 8,530 万円（15.2%）であった。

この結果、未回収額は 221 億 7,140 万円、延滞している人員は 10 万 3,851 人であり、前年度末と比較してそれぞれ 23 億 3,060 万円減少、2,372 人減少した。

なお、令和 6 年度末における要返還債権額の総額 2 兆 2,443 億 5,891 万円に対し、延滞債権額は 1,137 億 2,281 万円であり、そのうち 3 月以上延滞の債権額は 479 億 6,339 万円となった。

イ 繰上返還

令和 6 年度に令和 7 年 4 月以降の割賦を繰上返還したものは 297 億 5,660 万円であった。これを含めて令和 6 年度の返還額は 2,768 億 1,747 万円で、前年度と比較して、16 億 2,521 万円増加した。

ウ 報奨金制度

平成 16 年度以前の採用者については、最終の返還期日の一定期限前までに返還残額の全額を一度に返還し、返還完了となった場合に、最終の返還金のうち繰上返還となる金額の一定割合に相当する金額を報奨金として支払うこととしている。令和 6 年度の報奨金支払は、354 人に対し 1,552 万円であった。

なお、平成 17 年度採用者より、報奨金制度は廃止された。

③ 第二種奨学金

ア 回収状況

要回収額は、5,605 億 7,935 万円で、内訳は当年度分 5,145 億 3,803 万円、延滞分 460 億 4,132 万円であった。

このうち、回収額は、5,104 億 6,834 万円（回収率 91.1%）で、内訳は当年度分回収額については、5,003 億 6,255 万円（回収率 97.2%）、延滞分回収額については、101 億 579 万円（回収率 21.9%）であった。

この結果、未回収額は 501 億 1,101 万円、延滞している人員は 21 万 3,832 人であり、前年度と比較してそれぞれ 11 億 5,631 万円減少、1,242 人増加した。

なお、令和 6 年度末における要返還債権額の総額 5 兆 2,275 億 1,259 万円に対し、延滞債権額は 3,822 億 924 万円であり、そのうち 3 月以上延滞の債権額は 1,566 億 3,978 万円となった。

イ 繰上返還

令和 6 年度に令和 7 年 4 月以降の割賦を繰上返還したものは 1,142 億 8,887 万円であった。これを含めて令和 6 年度の回収額は、元金 6,247 億 5,721 万円、利息 219 億 3,744 万円であった。

(2) 返還金の請求・督促

① 口座振替による返還

奨学金の返還は預貯金口座からの口座振替（リレー口座）によって行うこととしている。この口座振替制度の加入人員は、令和 6 年度末で 508 万 9,939 人（都市銀行 150 万 2,077 人、地方銀行 137 万 6,243 人、信託・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫 52 万 3,561 人、ゆうちょ銀行 168 万 8,058 人）となった。

口座の残高不足等により、振替不能が生じた場合は「振替不能通知」を送付するとともに、業者委託による電話での督促（第一種奨学金 45 万 3,625 件、第二種奨学金 98 万 1,364 件）を行い、翌月の振替日（27 日）に再振替が可能となるように指導を行った。

〔口座振替（リレー口座）加入状況〕

区 分		令和 5 年 3 月末現在	令和 6 年 3 月末現在	令和 7 年 3 月末現在
返還者全体	加入対象者数 (A)	5,045 千人	5,126 千人	5,174 千人
	加入者数 (B)	4,958 千人	5,044 千人	5,090 千人
	加入率 (B/A)	98.3 %	98.4 %	98.4 %
新規卒業生 (全員加入 対象者)	卒業生数	320 千人 (令和 4 年 3 月卒業)	310 千人 (令和 5 年 3 月卒業)	301 千人 (令和 6 年 3 月卒業)
	加入対象者数 (A)	270 千人	261 千人	252 千人
	加入者数 (B)	269 千人	259 千人	251 千人
	加入率 (B/A)	99.5 %	99.5 %	99.3 %

(注) 加入対象者数には、猶予中等の者を除く。

② 口座振替以外の返還

平成 10 年 2 月以前に貸与終了となった口座振替が任意である返還者で口座振替に加入していないものや、全員加入後の返還者で延滞となっているもの（回収委託対象者を除く）に対しては、払込用紙を利用する返還方法としている。

ア 延滞していないもの

返還通知書 8 万 8,426 通を送付した。内訳は第一種 3 万 317 通、第二種 5 万 8,109 通であった。

イ 延滞しているもの

返還督促書（支払督促申立予告書を含む）49 万 5,826 通を送付した。内訳は第一種 15 万 9,326 通、第二種 33 万 6,500 通であった。

(3) 債権回収会社の活用

① 督促架電

口座による振替が不能となった者に対する督促架電（令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月の毎月、延べ 143 万 5 千件）を実施した。

② 延滞初期の回収委託

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の提言（平成 20 年 6 月）を踏まえ、延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 月以上 8 月までの初期延滞債権の 105,388 件の回収を債権回収会社に委託した。

また、委託開始から 5 ヶ月間経過したもので、入金はあるが延滞が解消していない 12,119 件については継続して回収委託を実施した。

なお、回収委託期間中に一度も入金がないものや委託中に入金が不履行となったものについては、順次法的処理や代位弁済請求手続きに移行した。

〔初期延滞債権の回収委託〕

	回収	猶予 ^{※3}
件数 ^{※1}	47,980 件	7,021 件
回収金額 ^{※2}	3,031,558 千円	—

委託開始当初の委託件数	105,388 件
〃 請求金額	5,647,427 千円

※1 「件数」は、債権数である。

※2 「回収金額」とは、委託期間中に債権回収会社に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。なお、「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。

※3 「猶予」とは、委託期間中に返還期限猶予願が提出され、その後返還期限猶予が承認されたことで延滞解消となった件数である。

③ 延滞期間が中長期となっているものの回収委託

中長期延滞債権については、以下の債権の回収業務を計画的に実施した。

また、委託期間中一部入金があってもなお延滞解消しない者については、委託継続分として、継続して回収委託を実施した。

なお、回収委託期間中に一度も入金がない債権や入金が不履行となった債権については、順次法的処理に移行した。

〔中長期延滞債権の回収委託実績（委託時延滞 1 年半以上）〕

	回収	猶予
件数	2,287 件	113件
回収金額	342,441 千円	—

令和6年度当初の委託件数	5,406 件
〃 請求金額	2,179,635 千円

〔委託継続分〕

	回収	猶予
件数	1,567 件	7件
回収金額	189,298 千円	—

令和6年度当初及び委託開始当初の委託件数	2,015 件
〃 請求金額	984,577 千円

※1 「件数」は、債権数である。

※2 「回収金額」とは、委託期間中に債権回収会社に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。なお、「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。

※3 「猶予」とは、委託期間中に返還期限猶予願が提出され、その後返還期限猶予が承認されたことで延滞解消となった件数である。

(4) 個人信用情報機関の活用

延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限定して個人信用情報機関への個人情報の登録を実施することとし、平成 20 年 11 月に全国銀行個人信用情報センターに加盟した。個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の SMS（ショートメッセージ）や文書送付及び架電により、延滞が継続すると個人信用情報機関に登録される旨の注意喚起を行なうとともに、返還期限猶予の制度を周知して、初期延滞の抑制を図った。

平成 22 年 4 月から、対象となる延滞者の情報について個人信用情報機関への登録を開始した。令和 6 年度は、文書送付や架電によっても延滞の改善が見られず、猶予の願出もないまま延滞が 3 ヶ月以上となった 35,499 件の情報を登録した。

〔個人信用情報機関の活用状況〕

年 度	登録件数
令和 6 年度	35,499 件

(注) 登録件数は債権数であり、人員ではない。

(5) 法的処理

令和 6 年度においては、人的保証債権のうち返還督促を重ねても返還に応じない延滞 9 月以上で特に必要と認められるもの 14,317 債権に対して、法的措置をとることを予告する「支払督促申立予告書」を発送した。

また、これまでに支払督促申立予告を行ってもなお返還に応じない債権等に対して、「支払督促申立」を 5,664 債権、「仮執行宣言の申立」を 1,218 債権に対して行った。さらに、既に債務名義を取得した債権のうち、債務の履行がなかったものについて、「強制執行予告」を 2,941 債権、「強制執行申立」を 493 債権、「強制執行」を 267 債権に対して行った。

(6) 住所調査

返還者は、住所に変更があった場合に必ず機構に届け出なければならない。届出の方法として、スカラネット・パーソナルからの届出、届出用紙による提出及び奨学金相談センターへの届出がある。スカラネット・パーソナルからの届出は、令和 6 年度末までに 30 万 7,976 件であった。

機構からの郵便が返戻となったもの等について、住所確認のために以下の方法で調査・照会を行い（延べ 44 万 265 件）、住所不明の削減に努めた。

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）
- ② 役場照会等による住所調査

(7) 返還意識の涵養のための措置

① 奨学生または返還者を対象とした取組

ア 奨学生自身が貸与総額・返還月賦額等をホームページ上で確認できるよう、「奨学金貸与・返還シミュレーション」を運用し、返還意識の涵養等を図った。

イ 奨学生本人がいつでも自分の返還残額（元金）・現在請求額等の情報を閲覧できるよう、「スカラネット・パーソナル」を運用した。

② 新たに返還を開始する者を対象とした取組

卒業を控えた奨学生に対して、返還の重要性・返還に伴う諸手続きについて説明するため、大学等に返還説明会の開催を依頼している。

③ 大学等を対象とした取組

- ア 大学等に対して「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」の文書を発送し、在学中からの返還意識の涵養のための協力を依頼した（令和 6 年 9 月）。
- イ 各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）、奨学事務における学校での取組の好事例をホームページに掲載した（令和 6 年 7 月）。
- ウ 各学校での返還説明会において適切な指導・説明がなされるよう、「返還説明会用マニュアル」の改訂版を作成し、大学等へ配付した（令和 6 年 9 月）。

(8) 在学猶予

奨学金の貸与終了後に大学・大学院等に在学する場合、届出によって在学期間中の返還期限を猶予している（在学猶予）。令和 6 年度においては、10 万 883 件の在学猶予を承認した。

(9) 減額返還・一般猶予

経済的理由によって返還が困難な場合には、減額返還及び返還期限の猶予（在学猶予に対して一般猶予と呼ぶ）を願出に基づいて審査し、承認している。なお、令和 5 年 3 月より、一部の申請事由について、スカラネット・パーソナルを利用したインターネットからの申請も可能としている。

減額返還は、経済的理由から当初の約定通りの返還は難しいが割賦金を減額すれば返還を継続できる場合に、一定の基準を満たしていれば、願出に基づいて適用される制度である。令和 6 年度においては、5 万 2,301 件を承認した。

一般猶予は、災害・傷病・経済困難・失業等によって奨学金の返還が困難になった場合に、一定の基準を満たしていれば、願出に基づいて、奨学金の返還期限を猶予する制度である。令和 6 年度においては、14 万 9,729 件を承認した。

(10) 奨学金の返還免除

返還免除の状況は、112 ページ第 21 表のとおりである。

① 第一種奨学金

ア 死亡又は精神若しくは身体の障害による免除

令和 6 年度における死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除は、912 件、10 億 1,286 万円であった。

イ 特別免除

平成 9 年度以前に大学、高等専門学校に入学し、第一種奨学生であったもの及び平成 15 年度以前に大学院で採用された第一種奨学生であったものが、一定の条件の下で教育職又は教育研究職についた場合は、所定の願い出により奨学金の返還が免除される。

令和 6 年度における特別免除は、1,605 件、48 億 3,078 万円であった。

また、免除職に就職して将来特別免除を受ける資格を得るまでの期間、返還の特別猶予を受けているものは、令和 6 年度末現在で 2,917 件、87 億 4,806 万円となった。

ウ 特貸免除

特別貸与奨学生であったものが一般貸与相当額を返還完了した場合、その残額の返還が免除される。

令和 6 年度における特貸免除は 45 件、1,021 万円であった。

エ 業績優秀者免除

大学院第一種奨学生として平成 16 年度以降採用された学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げたものとして機構が認定したものについて、奨学金の全部又は一部の返還が免除さ

れる。

令和 5 年度中に貸与終了したものの中から、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（72 ページ参照）の審議を経て、6,809 人、88 億 2,950 万円について免除認定した。

② 第二種奨学金

令和 6 年度における死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除は 1,472 件、23 億 7,162 万円であった。

(11) 機関保証加入者の代位弁済の状況

奨学生であった者が指定期日までに返還できなくなってから、一定期間の督促後、機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わって残った奨学金の額を一括返済し（代位弁済）、その後は保証機関が奨学生であった者に、その分の返済の請求を行う。

〔令和 6 年度代位弁済状況〕

	件数（件）	金額（千円）
第一種奨学金	4,947	6,319,245
第二種奨学金	12,513	24,861,911
計	17,460	31,181,156

6 機関保証制度検証委員会

『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』が、平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部により決定されたことを踏まえ、外部有識者や金融機関関係者等からなる機関保証制度検証委員会（71 ページ参照）において、機関保証の妥当性等を審議した。また、『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し内容』（平成 25 年 12 月 20 日文科科学省）により、日本国際教育支援協会が策定する将来の事業コスト等を踏まえた事業計画について検証するとともに、保証料率について他の保証機関と比較し、その合理性についても審議を行い、報告書を取りまとめた。

7 奨学業務連絡協議会等

(1) 奨学業務連絡協議会

大学等の奨学金事務担当者に対し、令和 7 年度の新規事項、事務処理の変更点等を説明し、奨学事務の円滑な実施を図ることを目的として開催した。

令和 6 年度は、開催方法を見直し 3 会場（東京、大阪、福岡）で開催すると同時に、奨学金事務担当者の利便性の観点から、ライブ配信を実施した。

会場	令和6年度		（参考） 令和5年度
	来場者数	ライブ配信視聴者数	来場者数
東京	389	1,530	965
福岡	144	558	702
大阪	283	491	774
広島	—	—	167
名古屋	—	—	267
仙台	—	—	156
札幌	—	—	119

(2) 奨学金業務研修

大学等の奨学金事務担当者を対象に、奨学生の採用、適格認定、返還指導等にあたっての留意点等について、研修内容を音声付スライド動画として奨学金事務担当者ホームページに掲載し周知を図った。なお、令和2年度より、対面での研修会は開催せず、研修資料を奨学金事務担当者ページに掲載し、随時視聴できるようにしている。

8 スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施

進学又は修学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒・学生や保護者等の理解を促進し、進学又は修学するための経済的な状況についての不安を払拭するとともに、安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校、大学等に派遣している。

(1) スカラシップ・アドバイザー更新プログラムの実施

スカラシップ・アドバイザーの資格更新のための更新プログラム(研修)を実施し、修了者に認定証を交付した。(e-learning で実施、認定者 198 人)。

(2) スカラシップ・アドバイザーの派遣

令和6年度内派遣件数：377 件

※令和6年度においては、引き続きオンデマンド型ガイダンスを実施した。(実施件数：124 件)

(3) 派遣拡大に向けた取組

- ・令和7年度よりオンラインでアドバイザーがガイダンスを実施する「アドバイザーオンラインガイダンス」を開始する旨を周知するため、対象となる全ての学校にチラシ等を配布し、利用促進を図った。
- ・高等学校、大学等の実施に加え、引き続き社会福祉協議会・児童養護施設等においてオンデマンド型ガイダンスを実施した。
- ・オンデマンド型ガイダンスについて、奨学金事務担当者宛「事務連絡メールマガジン」、担当者ホームページ及び IFAX 等を活用し周知を図った。

9 奨学金業務システム（JSAS : JASSO Scholarship Application System の略であり、平成 24 年 1 月より運用を開始した奨学金業務の基幹システム）及び情報連携用システム等

(1) 奨学金業務システム（JSAS）

新たな制度等の実施に対応するため、システムの改修・稼働を実施し、安定したシステムの運用に努めた。

- ・給付奨学金における多子世帯や理工農系の学生等への支援拡大に対応するため、システム改修を実施し、令和6年度から稼働を行った。
- ・大学院修士段階における授業料後払い制度については、令和6年度中の制度開始に対応するためシステム改修を実施し稼働を行った。
- ・減額返還について、収入基準額の緩和及び新たな減額割合の追加に対応するため、システム改修を実施し、令和6年度から稼働を行った。

(2) 情報連携用システム

社会保障・税番号（マイナンバー）制度に関しては、所得連動返還方式選択者、減額返還申請・

返還期限猶予申請をした者及び奨学金の申込者からマイナンバーの提出を求め、奨学金事務の各種手続きに必要な収入に関する情報等を行政機関との情報連携により収集した。

各種機能改善のためのシステム改修、データ標準レイアウトの改版に係るシステム改修、大学院修士段階における授業料後払い制度の導入等に伴うシステム改修に加え、情報提供ネットワークシステムの更改対応を行った。

(3) 情報セキュリティ対策

本機構では、奨学金業務システム（JSAS）をはじめとした大量の個人情報を持有していることから、サイバー攻撃等に対する情報セキュリティ対策についても、万全な対応が求められている。

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準群」に機構の「情報セキュリティ対策基準」が準拠されているかの見直しや「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版）」の一部改定（令和6年7月24日改定）」を踏まえ、情報セキュリティポリシー（「情報セキュリティ対策基準」、運用規程及び実施手順について見直し・整理を実施した。

機構における情報セキュリティ対策を実施するにあたっては、情報セキュリティポリシー等を踏まえ、外部からの不正アクセスを侵入経路とした標的型攻撃から、機構が取り扱う大量の個人情報や機密情報の流出を防ぐためのセキュリティ対策を引き続き実施した。

さらに、情報セキュリティ対策を周知するための教育研修について、役職員全員を対象として、配付資料による自己学習形式及び理解度テストの受験を必須として実施するとともに、擬似メールを役職員に送付する訓練等による啓発活動を実施し、情報セキュリティ対策に対する意識の向上に努めた。

(4) 「スカラネット・パーソナル（スカラネット PS：JSAS の一部であり、インターネットを利用した奨学生や返還者への個人情報等の提供や各種願出等の機能を持つ）」による「転居・改氏名・勤務先（変更）届、繰上返還申込、在学猶予願、減額返還・返還期限猶予電子申請」の提出状況（件数）

区 分	異動届				繰上返還		在学猶予願	スカラネット PS 登録者数 (各年3月末現在)
	合計件数	転居届	改氏名	勤務先	件数	金額	件数	
令和6年度合計 (令和5年度)	307,976 (301,289)	196,561 (192,595)	42,268 (41,768)	69,147 (66,926)	184,044 (192,172)	151,427 百万円 (163,008 百万円)	66,811 (67,110)	448,158 人 (461,267 人)

区 分	減額返還	返還期限猶予
令和6年度合計 (令和5年度)	39,783 (25,777)	46,685 (32,724)

10 奨学金情報提供の更なる充実

(1) ホームページにおける奨学金情報等の充実

- ・ 機構ホームページ、奨学金事務担当者ページを随時更新し、学校等への情報提供を行った。
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」における給付奨学金の制度について、引き続きホームページに掲載し、周知を図った。
- ・ 奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&A サイト）の品質を向上させるため、FAQ 等の見直しを図った。
- ・ 地方公共団体による奨学金返還支援制度に関する情報提供を行うとともに、地方創生に係る返還支援制度について、掲載依頼のあった都道府県及び市区町村の制度を随時掲載または更新した。
- ・ 各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取り組みとして実施している企業の奨学金返還支援（代理返還）制度の周知を行うとともに、掲載依頼のあった企業の返還支援制度を掲載した。

(2) 電話相談の実施

- ・ 奨学金の申込希望者、保護者、返還中の者からの照会に対応することで、奨学金制度の周知を図った。
- ・ 相談者から問い合わせの多い事項について、奨学金相談サイトに説明動画を掲載し、動画によるサポートを開始した。
- ・ 奨学金相談サイトにおいて、従来のAIチャットボットに加え、新たに有人チャットとメールによる受付を開始した。

第4章 留学生支援事業

1 国際奨学関連事業

(1) 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付）

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校第3学年以上（専攻科含む）、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関又は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対し学習奨励費を給付した。

また、日本留学試験の受験者、日本語教育機関在籍者の成績優秀者及び渡日前入学許可による大学推薦者に対し、同奨学金の給付予約制度を実施した。

〔令和6年度給付額〕

大学院レベル・学部レベル	月額 48,000 円
日本語教育機関	月額 30,000 円

（注）学部レベルには、大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育課程を設置する教育機関を含む。

（参考）過去3年間の受給者数推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学習奨励費受給者数	7,012 人	6,872 人	6,946 人

(2) 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）の実施

我が国の大学等が、諸外国（地域）の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、1年以内の期間、諸外国（地域）の大学等に派遣するプログラムについて審査を行い、採択されたプログラムにより派遣する学生に対し、奨学金を支給するとともに、一定の基準を満たした場合に、渡航支援金を支給した。

また、我が国の大学等が、諸外国（地域）の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国（地域）の大学等に在籍している学生を、1年以内の期間、我が国の大学等に受け入れるプログラムについて審査を行い、採択されたプログラムにより受け入れる学生に対し、奨学金を支給した。

〔令和6年度支給内容〕

	受入	派遣
奨学金	月額 80,000 円	月額 60,000～100,000 円 （留学先地域により異なる）
渡航支援金	—	160,000 円（一定の家計基準を満たす者） 130,000 円（一定の派遣期間を満たす者）
プログラム数	295 プログラム	1,088 プログラム

(参考) 過去 3 年間の支給人数推移

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣
継続人数	217 人	1,354 人	1,323 人	2,554 人	967 人	3,098 人
採用人数	3,972 人	8,086 人	3,962 人	10,977 人	4,125 人	11,827 人
計	4,189 人	9,440 人	5,285 人	13,531 人	5,092 人	14,925 人

(3) 海外留学支援制度（学部学位取得型）の実施

若者の海外留学を促進するために、我が国の高等学校等を卒業した後に、海外の大学に学士の学位を取得するために留学する日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（学部学位取得型）」を実施し、募集・選考を行い、採用した派遣留学生に対し、奨学金等を支給した。

〔令和 6 年度支給内容〕

奨学金	令和 5 年度以前採用者：月額 59,000 円～118,000 円 令和 6 年度採用者：月額 124,000 ～326,000 円
授業料	実費、上限あり（令和 5 年度以前採用者のみ）
渡航支援金	160,000 円（新規採用者のみ）

(参考) 過去 3 年間の支援実績推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
各年度新規採用者	45 人	78 人	100 人
継続支援者	150 人	150 人	160 人

(4) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国（地域）との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び高度化に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、諸外国（地域）の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生の募集・選考を行い、採用した派遣留学生に対し、奨学金等を支給した。

〔令和 6 年度支給内容〕

奨学金	令和 5 年度以前採用者：月額 89,000 円～148,000 円 令和 6 年度採用者：月額 154,000 ～356,000 円
授業料	実費、上限あり（令和 5 年度以前採用者のみ）
渡航支援金	160,000 円（新規採用者のみ）

(参考) 過去3年間の支援実績推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各年度新規採用者	121人	151人	179人
継続支援者	176人	187人	227人

(5) 高度外国人材育成課程履修支援制度の実施

優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受入に資することを目的とし、留学生の就職促進に係る教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。）を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難であるものに対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」を給付した。

〔令和6年度支援内容〕

奨学金月額：20,000円

〔令和6年度採用実績〕

147人

(6) 国費外国人留学生への給与（奨学金）給付及び修学援助等

国費外国人留学生の選考に係る業務及び給与（奨学金）給付、渡日及び帰国旅費に係る関係書類の取りまとめ業務、教育費の支払い業務を行った。

また、大使館推薦、大学推薦、期間延長等に係る申請書類の受付・確認、選考資料の作成、専門部会・分科会の開催及び選考結果の文部科学省への報告等を行った。

(7) 日韓共同理工系学部留学生への奨学金給付等

第2次日韓事業として実施してきた日韓共同理工系学部留学生事業は、2019年度（令和元年度）で終了した。奨学金給付等については、現在在籍している日韓共同理工系学部留学生が卒業するまでの間は、継続して実施することとなっているため、奨学金の支給及び授業料等の支払いを行った。

2 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力して「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の大学生等コース、高校生コース及び地域人材コースのそれぞれの派遣留学生について支援した第1ステージに続き、コロナ禍で落ち込んだ留学生数を少なくともコロナ前の水準に回復することを目指し、産官学挙げてのグローバル人材育成の取組を強化する方針の実現に向けてトビタテ第2ステージを実施している。その一環として、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」の大学生等対象(第16期)及び高校生等対象(第9期)の令和6年度派遣留学生を採用し、支援を行った。

更に、令和5年度より、全国各地に高校生の海外留学を応援する拠点地域を形成するため、都道府県を採択し、採択された都道府県において留学に係る地域テーマ等を設定し、派遣する高校生の募

集・選考を行う制度である「拠点形成支援事業」を実施しており、令和6年度は福島県・高知県の2県を採択した。

事業の実施に当たっては、奨学金等に活用する資金として、合計1,581件の民間企業・団体及び個人からの支援の決定を受け、合わせて1,164,769,568円の寄附収入があった。

(1) 派遣留学生の募集・選考

① 大学生等対象プログラム

令和6年度(第16期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行うとともに、令和7年度大学生等対象(第17期)派遣留学生の募集を行った。

〔支援内容(大学生等対象プログラム)〕

令和6年度(第16期)

奨学金(月額)	留学先地域により区分：16万円、12万円 〔家計基準を超えるものは一律6万円〕
留学準備金(定額)	15万円(アジア地域)、25万円(アジア地域以外)
授業料(定額)	大学・大学院の授業料が対象 30万円

※円安や物価高騰に鑑み、6万円(アジア地域)、10万円(アジア地域以外)を増額して支給。

② 高校生等対象プログラム

令和6年度(第9期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行うとともに、令和7年度(第10期)派遣留学生の募集を行った。

〔支援内容(高校生等対象プログラム)〕

令和6年度(第9期)

奨学金(月額)	留学先地域により区分：16万円、12万円 (家計基準を超えるものは一律6万円)
留学準備金(定額)	15万円(アジア地域)、25万円(アジア地域以外)

※円安や物価高騰に鑑み、6万円(アジア地域)、10万円(アジア地域以外)を増額して支給。

③ 拠点形成支援事業

以下の地域事業を採択し、採択された各地域事業においては、令和6年度(第9期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行うとともに、令和7年度(第10期)派遣留学生の募集を行った。

〔拠点形成支援事業における地域事業の採択状況〕

採択年度	採択地域
令和5年度	石川県、静岡県、滋賀県
令和6年度	福島県、高知県

〔支援内容（拠点形成支援事業）〕

令和6年度（第9期）（1）②高校生等対象プログラムと同じ。

(2) 派遣留学生の募集・選考実績

〔大学生等対象プログラムの選考結果〕

コース名	応募者(うち新大学1年生)	採用者(うち新大学1年生)
イノベーターコース	108人(4人)	42人(1人)
STEAMコース	411人(6人)	101人(1人)
ダイバーシティコース	850人(12人)	124人(5人)
合計	1,369人(22人)	267人(7人)

〔高校生等対象プログラムの選考結果〕

コース名	応募者(うち第2日程)	採用者(うち第2日程)
マイ探究コース	1,300人(262人)	370人(69人)
社会探究コース	396人(79人)	202人(30人)
スポーツ・芸術探究コース	259人(48人)	144人(29人)
合計	1,955人(389人)	716人(128人)

〔拠点形成支援事業における地域事業の選考結果〕

地域名	地域事業の名称	応募者	採用者
石川県	いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業	41人	41人
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	85人	51人
滋賀県	未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム	39人	38人

(3) 留学前・留学後の研修等の実施

留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施した。実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスをを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めた。

① 大学生等対象プログラムの事前研修

事前研修を第16期派遣留学生を対象として、対面で計4回開催し、259人の参加があった。

② 高校生等対象プログラムの事前研修

事前研修を第9期生を対象として、対面で3回、オンラインで1回開催し、837人(うち拠点形成支援事業の第9期派遣留学生130人)の参加があった。

③ 大学生等対象プログラムの事後研修

事後研修を第15期及び第16期派遣留学生を対象として、対面で5回開催し、243人の参加があった。

④ 高校生等対象プログラムの事後研修

事後研修を第8期派遣留学生を対象として、対面で4回開催し、179人の参加、第8期及び第9期派遣留学生を対象として、対面で10回開催し、662人(うち拠点形成支援事業の第9期派遣留学生122名)の参加があった。

(4) 寄附金募集活動

令和 6 年度はグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により、トビタテ第 2 ステージの原資を確保すべく企業等と面談（一部はオンラインで実施）し、寄附金募集活動をおこなった。

その結果、合計 1,581 件の民間企業・団体及び個人からの支援の決定を受け、合わせて計 1,164,769,568 円の寄附金収入があった。

3 留学生地域交流事業（公益財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

我が国の外国人留学生受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解を図るための事業を実施・助成した。

令和6年度は、一般公募により55事業を採択し、後に辞退した2件を除く53事業を支援した。

4 帰国外国人留学生に対するフォローアップ

(1) 帰国外国人留学生短期研究制度の実施

開発途上国・地域から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供する帰国外国人留学生短期研究制度を実施した。

令和 6 年度は、20 大学 15 か国・地域 27 人を採用した。

(2) 日本留学ネット・Japan Alumni Global Network

Facebookの活用により帰国外国人留学生に対して継続的な情報提供を実施していくために、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英 2 か国語で配信した。令和7年3月時点のファン数は117,869件。また、令和6年12月には「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」のニュースレターを発行した。

5 日本留学試験

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として日本留学試験を実施した。

試験実施に際しては、不正防止対策として、試験室入室時の本人確認、試験室内の巡回強化等を実施し、カンニング防止等の対策に努めた。

(1) 試験日

第 1 回：令和 6 年 6 月 16 日（日）

第 2 回：令和 6 年 11 月 10 日（日）

(2) 実施地

国内：北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県（第 1 回）、広島県（第 2 回）、高知県、福岡県、沖縄県

国外：インド（ニューデリー）、インドネシア（ジャカルタ及びスラバヤ）、韓国（ソウル及びプサン）、シンガポール、スリランカ（コロンボ）、タイ（バンコク及びチェンマイ）、台湾（台北）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ及びホーチミン）、香港、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、モンゴル（ウランバートル）

※2024 年度（令和 6 年度）よりウラジオストクにおいて実施しない。

(3) 試験科目

日本語、理科（物理・化学・生物から 2 科目を選択）、総合科目、数学

(4) 受験者数

〔令和 6 年度実施地別受験者数〕

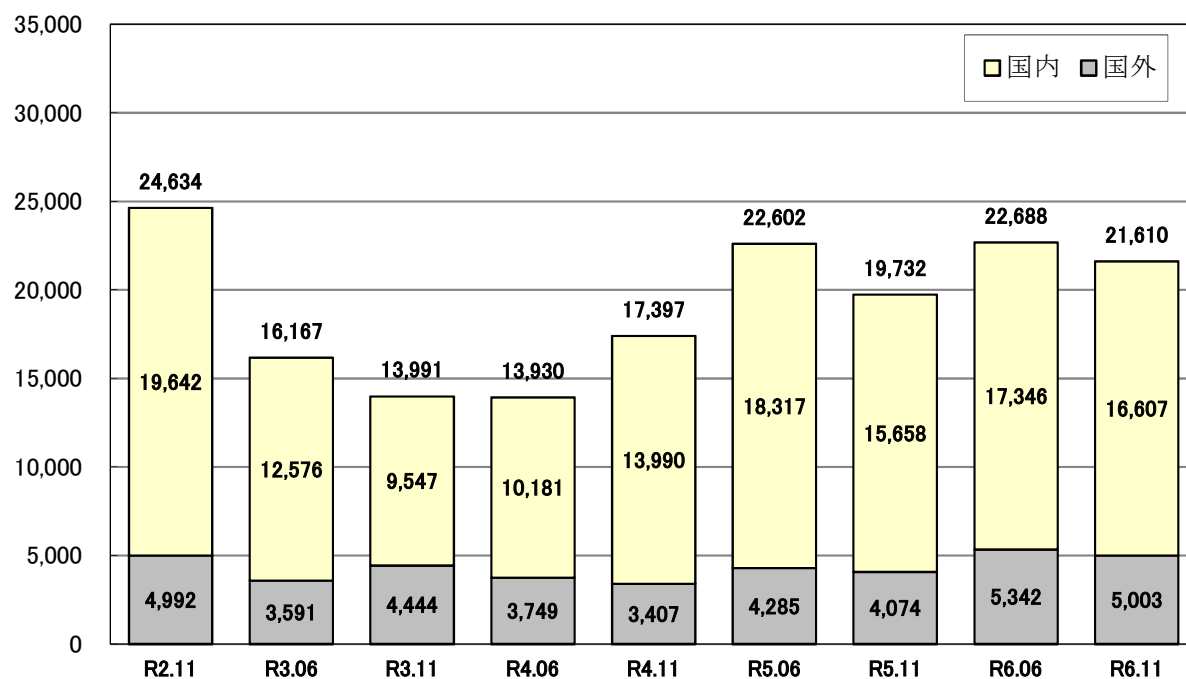
（単位：人）

実施地			第 1 回	第 2 回
国内	北海道		76	67
	東北	宮城	148	77
	関東	群馬	34	37
		埼玉	408	338
		千葉	403	320
		東京	11,637	11,496
		神奈川	284	254
	中部	石川	16	11
		静岡	232	151
		愛知	355	196
	近畿	京都	711	886
		大阪	1,748	1,584
		兵庫	270	241
	中国	岡山（第 1 回） / 広島（第 2 回）	211	192
	四国	高知	108	62
	九州	福岡	687	674
	沖縄		18	21
	国内小計		17,346	16,607
実施地			第 1 回	第 2 回
国外	インド	ニューデリー	46	83
	インドネシア	ジャカルタ	85	184
		スラバヤ	29	35
	韓国	ソウル	2,320	2,496
		プサン	509	545
	シンガポール		5	7
	スリランカ	コロンボ	8	3
	タイ	バンコク	65	53
		チェンマイ	9	13
	台湾	台北	344	182
	フィリピン	マニラ	6	15
	ベトナム	ハノイ	85	70
		ホーチミン	32	38

	香港	香港	1,267	882
	マレーシア	クアラルンプール	122	116
	ミャンマー	ヤンゴン	93	84
	モンゴル	ウランバートル	317	197
	国外小計		5,342	5,003
総合計			22,688	21,610

(参考) 過去5年間の受験者数推移

(人)



6 留学生宿舎にかかる支援

(1) 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の運営

21世紀の国際交流拠点として、国内外の優秀な学生等に、質の高い生活・交流空間を提供するとともに居住者相互並びに外部の優秀な学生、研究者等との交流を促進し、より優れた修学・研究成果の達成に資することを目的とする施設として東京国際交流館（792室）の設置・運営を行い、外国人留学生及び日本人学生等を入居させた。また、外国人留学生に対して生活及び居住の場を提供することにより勉学その他学生生活を支援するとともに、学生、地域住民等の国際理解の発展、相互交流に資することを目的とする施設として兵庫国際交流会館（195室）の設置・運営を行い、外国人留学生及び日本人学生等を入居させた。（日本人学生はレジデント・アシスタントになることを前提に入居して、在館生が抱えている諸問題に対し指導・助言を行った。）東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」平成26年度フォローアップ結果（平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）において「国際交流の拠点として活用」することとされており、各施設等を活用して多様なプログラムを実施し、それぞれの入居者を中心とする外部の学生等や地域住民を含めた参加者に交流の場を提供することにより、参加者間の相互理解の促進、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解、参加者間等における将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大を図った。

なお、令和6年度には、国際交流会議場やメディアホール等の東京国際交流館「プラザ平成」の施設を一般の利用に供するとともに、国際シンポジウム及び国際交流フェスティバル、国際塾、交流研究発表会等の国際交流事業を実施した。また、兵庫国際交流会館においては、内部施設を用いて国際交流フェスティバル、国際塾及び交流研究発表会の国際交流事業を実施した。

〔令和6年度東京国際交流館「プラザ平成」及び兵庫国際交流会館国際交流事業の主な実施状況〕

事業の種類	テーマ（タイトル）	開催日	来場者数/ 視聴数
国際 シンポジウム	フィンランド、ポルトガル、日本の子育てのカタチ：第一子を妊娠、出産した夫妻たちの国際比較	令和6年9月20日（金）	14人/ 97人
国際交流 フェスティバル （注）	豊かな文化、未来への絆の発信拠点	東京国際交流館： 令和6年10月26日（土）	1,716人
		兵庫国際交流会館： 令和6年11月16日（土）	803人

（注）国際交流フェスティバルは対面式のみ実施。

その他、東京国際交流館では、東京都国際交流コンシェルジュ事務局からの協力依頼に基づき事業を行うとともに、独立行政法人日本芸術文化振興会との協定（平成30年9月21日締結）に基づく事業を行い、また、兵庫国際交流会館では、「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」に係る委託契約（兵庫国際交流会館の施設等を活用し、留学生交流を推進する計画を公募する事業。一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸及び国立大学法人神戸大学が受託）により、プログラムを実施した。

(2) 日本語教育センター寮の設置・運営

東京と大阪の各日本語教育センター留学生寮（東京 149 室、大阪 54 室）を設置・運営し、日本語教育センターに在籍する外国人留学生及びレジデント・アシスタント（日本人学生等）を入居させた。

(3) 留学生借り上げ宿舍支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、大学等が、民間宿舍を借り上げること等により外国人留学生に宿舍を提供する場合に、必要な経費を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舍を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舍支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援、海外留学支援制度（協定受入）支援、ホームステイ支援）を実施した。

① 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

大学等が、文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者等に宿舍を提供するために賃貸借契約を原則として 1 年以上締結し、民間宿舍を借り上げる場合に、必要な経費（1 戸につき、単身用：上限 80,000 円、世帯用：上限 130,000 円）を支援した。

令和 6 年度は、3,555 人に対して支援した。

② 海外留学支援制度（協定受入）支援

大学等が、海外留学支援制度（協定受入）奨学金の受給者に宿舍を提供するために、賃貸借契約を 1 年以内の間締結し、民間宿舍を借り上げる場合に、必要な経費（1 戸につき、単身用：上限 80,000 円、世帯用：上限 130,000 円）を支援した。令和 6 年度は 47 人に対して支援した。

③ ホームステイ支援

大学等がその指定する一般家庭に 7 日以上留学生（渡日 1 年以内に宿泊する者に限る。）を宿泊させる場合に、必要な経費（1 家庭につき上限 20,000 円）を支援した。令和 6 年度は 24 人に対して支援した。

7 留学情報の提供等

(1) 日本留学情報の収集・提供

日本留学に関する情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付や機構のホームページ及び令和 6 年 3 月にリニューアルした「日本留学情報サイト」への掲載等を通じて、留学希望者等に対して情報提供を行った。また、留学生事業部の公式 Facebook に加え、日本留学情報発信のための Instagram 及び Facebook アカウントを運用し、ホームページに掲載した日本留学に関する最新情報を発信し、日本留学への興味喚起に努めた。

(2) 海外拠点留学促進事業等の実施

我が国と諸外国との留学生交流の促進に寄与することを目的として、事業の実施拠点としてマレーシア、タイ、インドネシア、韓国及びベトナムに設置する事務所において、ホームページや SNS を使った情報提供を行うとともに、オンラインも活用した留学相談、留学情報の収集を行った。

また、日本公館等が主催する説明会に協力するとともに、関係機関が主催する日本関連イベントへの参加や現地の高校・大学等が主催するイベントにおける日本留学説明を行った。

このほか、日本留学促進資料の公開拠点として指定しているアジア地域の大学、図書館等に日本留学関連の資料を送付するとともに、機構が作成した様々な言語の印刷物を提供した。

(3) 日本留学フェア等の実施

日本留学フェアは、我が国の高等教育機関、日本語教育機関等の最新で正確な情報を提供するとともに、日本の留学事情について説明し、日本留学への関心を高めることを目的として実施している。令和6年度は台湾、韓国、タイ、ベトナム、インドネシア及びマレーシアにおいて対面開催、全世界に対してオンライン開催にて、現地の高校生、大学生、進学指導担当者等を対象に、日本の大学等（大学、短期大学、専修学校及び日本語教育機関）の参加を得て実施した。

〔令和6年度「日本留学フェア」実施状況〕

国・地域	都市	日程	参加機関数	来場者数
台湾	台北	令和6年7月13日（土） 令和6年7月14日（日）	112 機関	4,053 人
韓国	釜山	令和6年8月3日（土）	52 機関	1,620 人
	ソウル	令和6年8月4日（日）	76 機関	3,120 人
タイ	チェンマイ	令和6年9月7日（土）	22 機関	468 人
	バンコク	令和6年9月8日（日）	45 機関	1,240 人
ベトナム	ホーチミン	令和6年10月19日（土）	35 機関	348 人
	ハノイ	令和6年10月20日（日）	47 機関	898 人
インドネシア	スラバヤ	令和6年11月23日（土）	21 機関	1,314 人
	ジャカルタ	令和6年11月24日（日）	41 機関	4,118 人
マレーシア	クアラルンプール	令和7年1月18日（土） 令和7年1月19日（日）	23 機関	1,084 人

〔令和6年度「日本留学オンラインフェア」実施状況〕

日程	区分	参加機関数	ライブセッション 訪問者数（注）
令和6年12月7日（土）、8日（日）	英語	63 機関	12,071 人

（注）参加機関毎のライブセッションページに訪問したユーザー数の合計。

上記に加えて、日本留学プロモーションの一環として、モンゴル、ラオス、カンボジア、ウズベキスタン及びキルギス・カザフスタンにおいて、関係機関が主催するイベントにブースを出展し、日本留学に関する情報提供を行った。

また、中国国際教育展に現地日本国大使館と共同によりブースを出展し、日本留学に係る情報提供・留学相談を行うと共に、大学等の国際交流担当者の国際会議（NAFSA・EAIE）に参加し、大学間交流に関する最新情報の提供を行った。

(4) 外国人学生のための進学説明会の実施

大学等の協力を得て、日本語教育機関で学ぶ在日外国人学生を対象として、進学先として適した大学等を選択し、効果的に入学準備を進めるための情報提供を行うことを目的とした進学説明会を東京において実施した。

〔令和6年度「外国人学生のための進学説明会」実施状況〕

開催地	日程	会場	参加機関数	来場者数
東京	令和6年6月29日（土）	サンシャインシティ 文化会館展示ホールD	143 機関	1,284 人

(5) 大学等の留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供の実施

我が国の大学等において留学生交流業務に携わる教職員を対象に、我が国への留学生受入れ及び海外への日本人学生の派遣に関する分野の専門的知識修得及び適切な実務研修の機会の提供を目的として実施するもので、令和6年度は参加者の利便性の向上等を図るため、参加者が業務等の都合に合わせて視聴できるようオンデマンド配信による実施方法に変更し、「在留資格の観点から捉える外国人留学生の就職支援」をテーマに開催した。

(6) 海外留学情報の収集・提供

海外留学に関する情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付を行った。

また、ホームページ「海外留学情報サイト」を運営し、「海外留学情報サイト」に掲載する留学事情や渡航手続等の情報について、一部の国・地域の情報を令和5年度に収集した最新の内容へと更新した。

さらに、留学生事業部の公式 Facebook に加え、海外留学情報発信のための Instagram を活用し、ホームページに掲載した海外留学に関する最新情報を発信した。また、令和6年度に新たに作成した留学経験者セミナーの動画を既存の動画とともに32本配信した。

(7) 海外留学フェア等の実施

海外への留学を希望する日本人学生等が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館等25機関の参加協力を得て、諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等についての正確な情報を提供するための海外留学フェアを東京において開催した。

また、海外留学希望者の関心が高い海外留学のための奨学金等の情報について、年間を通してオンライン説明会を年13回開催した。「JASSO 奨学金セミナー」として、JASSO が実施する海外貸与奨学金や海外留学支援制度の奨学金セミナーを計6回開催すると共に、留学経験者の生の声を届けるため、テーマ毎に海外留学経験者から経験談を直接聞ける「留学経験者セミナー」を計7回開催し、留学経験を含めた情報発信を行った。

さらに、在日外国公館等の他機関が主催する留学フェアやイベント等に34回参加し、海外留学のための奨学金等の情報提供を行った。

〔令和6年度「海外留学フェア」実施状況〕

日程	会場	実施内容	来場者数
令和6年7月27日（土）	赤坂インターシティコンファレンス	参加機関ブースでの個別相談、セミナー、留学体験談コーナー等	877 人

(8) 外国政府等による奨学金留学生の募集・選考の協力

外国政府等奨学金留学生募集の日本側の窓口として、募集・選考業務の協力を行った。
令和6年度は、14の国・地域について計22件の募集等に協力した。

(9) 外国人留学生の就職支援

① 外国人留学生のための就活ガイドの作成

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、企業側のニーズ、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう、留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的として「外国人留学生のための就活ガイド 2026」を作成し、日本語版、英語版をホームページ上に掲載するとともに、日本語版については冊子を作成した。

② 外国人留学生のための就職支援に関するガイダンスの実施

学生生活部が実施する「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、関係省庁・団体連携の下、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援」の企画運営を分担した。（オンラインによる）

〔令和 6 年度実施状況〕

開催期日	実施方法	実施内容
令和6年6月18日（火） ～ 20日（木）	ホームページ資料 掲載及びオンデマ ンド配信	文部科学省、出入国在留管理庁及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供、東京経済大学准教授による講演

(10) 国内留学生会ネットワーク促進事業

国内における外国人留学生による団体（以下「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として、10の留学生会の活動を支援した。

(11) 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業

日本留学海外拠点連携推進事業を承継した文部科学省の「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」の実施に協力した。特に、文部科学省から同事業の重点地域である南西アジア担当の委託を受けた東京大学、同じく重点地域である東南アジア担当の委託を受けた岡山大学から各々再委託を受け、連携協力して事業を実施した。

8 日本語教育の実施

東京及び大阪に設置している日本語教育センターにおいて、我が国の高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に対し、日本語及び基礎教科の教育を行うとともに、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施した。

(1) 学生受入実績

各コースの令和6年度の受入実績は次のとおりである。

〔令和6年度コース別外国人留学生受入状況〕

	課 程		入学 定員	受入 実績	教 育 内 容
東京	令和6年度 1年コース	進学課程	120人	128人	日本語、日本事情、基礎科目
		大学院等進学課程	60人	39人	日本語、日本事情、英語
	令和6年度 1年半コース	進学課程	60人	38人	日本語、日本事情、基礎科目
		大学院等進学課程	40人	19人	日本語、日本事情、英語
	令和5年度 1年半コース	進学課程	60人	17人	日本語、日本事情、基礎科目
		大学院等進学課程	40人	3人	日本語、日本事情、英語
	合 計		380人	244人	
大阪	令和6年度 1年コース	進学課程	155人	88人	日本語、日本事情、基礎科目
	令和6年度 1年半コース	進学課程	105人	36人	日本語、日本事情、基礎科目
	令和5年度 1年半コース	進学課程	105人	32人	日本語、日本事情、基礎科目
	合 計		365人	156人	

(2) 進学状況

東京においては、令和6年度の進学希望者 189 人のうち 187 人〔大学院 41 人、大学 60 人、高等専門学校 83 人、専修学校等 3 人〕が進学し、進学率は 98.9%であった。

大阪においては、令和6年度の進学希望者 101 人のうち 99 人（大学院 4 人、大学 38 人、短期大学 1 人、高等専門学校 1 人、専修学校 55 人）が進学し、進学率は 98.0%であった。

(3) 研究及び教材の開発

令和6年度における取組みは以下のとおりである。

日本語教材の開発

ア 日本語初級教材

- ・『進学する人のための日本語初級 改訂第2版』

改訂に伴う学内一斉試験の見直しを引き続き行った。

- ・技能別初級副教材

認定日本語教育機関として求められるCan doに沿った初級副教材を、読解、聴解、口頭表現、文章表現について新規作成した。

イ 動画シリーズ「日本の大学院に進学したい人へ 進学準備の進め方」

日本の大学院進学希望者に向けた動画シリーズを第2部まで作成し、YouTubeのJASSOチャンネルにて公開した。

ウ. 日本事情教材

・『クイズ日本事情』

ホームページで公開している内容を発展させてアプリ化し、「クイズにほんご日本事情」として一般にリリースした。

(4) 進学指導

個々の学生の希望及び学力を踏まえ、担任と進学サポーターによる徹底した個人面接進学指導を行い、また、学内において大学・大学院の進学説明会を行った。

令和6年度実施状況

東京：進学説明会（6大学1大学院）を対面またはオンラインで開催

大阪：進学説明会（5大学1大学院）を対面で開催

(5) 海外の留学予備教育機関への連携、指導、協力

海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人の現職日本語教員に対する研修を対面で行った。

令和6年度実施状況

東京：インド、キルギスから各1名

大阪：スリランカ、ベトナムから各1名

また、文部科学省の要請による中国赴日本国留学生予備学校への日本語教育を日本語教師3名を現地に派遣し、対面で授業を行った。また、文部科学省が実施する海外の予備教育機関（マレーシア）へ派遣される基礎教科教員7人の新規派遣教員研修に協力した。

(6) 教育実習等による実習生の受入れ

大阪日本語教育センターにて、実習生を、大阪樟蔭女子大学から3人、神戸女学院大学から5人、天理大学から1人、大阪大学から2人の計11人を受け入れた。

(7) 日本理解の促進

在校生の日本理解を促進するため、国際理解教育授業への参加、日本人との交流会等への参加の推進等を行った。

(8) 研究協議会

日本語予備教育の質の向上を図るため、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行うことを目的とする研究協議会を、令和6年度は大阪・東京合同の対面開催により下記のように開催した。

〔令和6年度実施状況〕

実施日	テーマ	参加者数（参加機関数）
令和7年2月23日（日）	「ミャンマーからの留学生の受け入れと課題」	82名（43機関）

第5章 学生生活支援事業

1 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

(1) 学生生活調査等

学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を、高等専門学校（4、5年次）の学生を対象として「高等専門学校生生活調査」を、専修学校（専門課程）の学生・生徒を対象として「専門学校生生活調査」を隔年で実施している。令和6年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、調査票(オンライン形式)を決定し、令和6年11月～令和7年1月に調査を実施した。

(2) 大学等における学生支援の取組状況に関する調査

大学等における学生支援の現状及びニーズを把握するため、全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象として、隔年で調査を実施している。令和6年度は、令和5年9～10月に実施した調査について、集計及び外部有識者による調査領域ごとの分析を行い、令和7年1月に調査結果及び分析結果を公表した。

(3) 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー

学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、学生支援の充実を図ることを目的として、以下のテーマを取り上げ、講演や事例紹介を行った。

【テーマ】

大学等における防災と学生支援

〔令和6年度実施状況〕

開催日	実施方法	参加者数	満足度	対象者
令和6年 12月10日（火）	オンライン開催	628人	95.4%	大学、短期大学及び高等専門学校の副学長相当職や部課長相当職等の幹部職員、大学、短期大学及び高等専門学校で学生支援に携わる教職員

2 障害のある学生等への支援

(1) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。

令和6年度は、9月～12月に書面による調査を実施し、令和7年8月に公表。（回収率100%）

(2) 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー

令和6年4月に障害者差別解消法の改正法が施行され、私立学校を含むすべての高等教育機関において障害学生に対する合理的配慮の提供が義務化された。これを踏まえ、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程）の教職員を対象に、障害者差別解消法に関する基本的事

項の理解・啓発を中心としたセミナーを基礎編と実践編に分けて開催した。

〔令和6年度実施状況〕

＜基礎編＞

内容	実施方法	配信開始日	視聴回数 (動画6本の 合計)	主な視聴対象
障害者差別解消法の基本的な事項 （「総論」「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」「事前の改善措置」「相談・紛争防止等のための体制整備」の5本）と、「文部科学省『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）』のポイント」の解説を動画配信している。	オンデマンド 動画配信・一 般公開	・障害者差別解消 法の基本的な事 項：令和5年10月 10日(火) ・第三次まとめの ポイント：令和6 年10月25日(金)	48,718回 (令和7年3月 28日時点)	大学、短期大学、高等専門 学校及び専修学校（専門 課程）の教職員

＜実践編＞

内容	実施方法	開催日	参加者	満足度	対象
文部科学省の行政説明、本機構の情報提供、基調講演に続いて、本機構が収集した紛争の防止・解決等の事例に関するグループディスカッションを行った。	対面形式	令和6年 12月17日(火)	55名	94.5%	大学、短期大学、高等専門 学校及び専修学校（専門 課程）の教職員

(3) 障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー

障害学生支援における専門的なテーマに焦点を当て、関係機関等と協力して情報提供を行い、障害学生に対する修学支援体制の充実・強化を図ることを目的としてセミナーを開催した。

〔令和6年度実施状況〕

【共催】広島大学

【テーマ】これからの基礎的環境整備 ～合理的配慮のコモディティ化～

配信期間	実施方法	視聴登録者数	視聴回数 (動画7本の合計)	視聴対象者
令和7年 3月7日(金) ～令和7年5月 30日(金)	オンデマンド 動画配信・登 録制	914人	4,842回	障害学生支援に携わる教育 機関の教職員及び関連機 関・企業の関係者

(4) 障害学生支援実務者育成研修会

障害学生支援の実務者を育成するため障害学生支援に関わる基本的な知識の修得や対応の向上等を図ることを目的として開催した。

期待される効果：

【基礎プログラム】

- ・ 障害のある学生が修学目的を達成するために必要なニーズに応じた円滑で効率的な支援を実施するための基本的な知識を得ることができる。
- ・ 学んだ基礎知識を元に支援方法の検討や情報共有を図ることができる。
- ・ 修学上必要な支援について関係者（学外者を含む）との連携・協力について手がかりを得ることができる。

【応用プログラム】

- ・ 支援ニーズに応じた支援方法の検討や、具体的な支援計画の策定や関係者との連携を行うために必要な知識を得ることができる。
- ・ 研修で得られた知識を元に、支援方法や改善案を実践に結びつけ、関係者と連携・協力することができる。
- ・ 他校で実践している障害学生支援の現状を共有、情報交換を行い、問題意識を高めることができる。
- ・ 研修会を通じて、学内連携や理解を深めるきっかけを作ることができる。

〔令和6年度実施状況〕

名称	開催日	実施方法	参加者	満足度	対象者
基礎プログラム	令和6年 7月1日（月） ～2日（火）	オンライン 開催	247名	96.4%	大学、短期大学、高等専門学校 の障害学生支援に関 わる教職員
応用プログラム	令和6年 11月18日（月） ～19日（火）	対面開催	58名	96.6%	

(5) 心の問題と成長支援ワークショップ

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を求め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的として開催した。

期待される効果：

- ・ 心の悩みを抱える学生や、心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、様々な場面で初期対応が適切にできる。
- ・ 心の悩みを抱える学生や、心理的発達に関連して困難を抱える学生に必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・ 所属校における組織の在り方や、学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

〔令和6年度実施状況〕

名称	開催日	実施方法	参加者	満足度	対象者
心の問題と成長 支援ワークショップ（東京）	令和6年7月30 日（火）～31日 （水）	対面開催	98名	99.0%	学生支援に関わる大 学、短期大学、高等専門 学校の教職員
心の問題と成長 支援ワークショップ（大阪）	令和6年9月25 日（水）～26日 （木）	対面開催	90名	100.0%	

3 キャリア教育・就職支援

(1) 全国キャリア教育・就職ガイダンス

大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、パネルディスカッション、「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的として、文部科学省、就職問題懇談会との共催で開催した。

令和6年度は、「キャリア形成支援活動（4類型）への期待～産学で生みだす学生への教育効果と人材育成～」をテーマにパネルディスカッションを行った。産学協議会事務局から4類型の趣旨や狙い、4類型に整理するに至った背景や経緯、現状の実施状況の説明を受け、「取組状況と課題」「学生への教育的効果」「人材育成の効果」「キャリア形成支援活動の取組の拡大・深化に必要なこと」等について大学・企業等それぞれの視点から意見が出され、今後のキャリア支援の在り方を議論した。

また、多様な学生へのキャリア教育及び就職支援の推進を目的として、外国人留学生及び障害のある学生のキャリア教育・就職支援についての講演を行った。さらに、大学・企業・団体等の「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介を行い、事例紹介の資料をJASSOのホームページに掲載し、広く情報提供を行った。

〔令和6年度実施状況〕

開催日	実施方法	視聴者数	満足度	対象者
令和6年 6月18日（火） ～20日（木）	オンライン 開催	延べ1,539人 （「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介）	89.9%	大学等の役員及び部局の長、教職員、キャリア教育・就職支援業務担当者、留学生支援業務担当者、障害学生支援業務担当者、企業等の人事採用担当者、地方公共団体の就職支援等担当者等

(2) インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～

全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及びインターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やグループワークを通じて、受講者の知見を広め、インターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図ることを目的として開催した。

〔令和6年度実施状況〕

開催日	実施方法	参加者数	満足度	対象者
令和6年 9月20日（金）	オンライン 開催	94人	92.9%	大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員、大学等でインターンシップに関心のある教職員

(3) キャリア教育・就職支援ワークショップ

全国の大学等の管理者及びキャリア教育・就職支援に携わる教職員に対し、キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、テーマ別にグループワーク等を実施。教育界と産業界が双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図ることを目的として開催した。

〔令和6年度実施状況〕

開催日	実施方法	参加者数	満足度	対象者
令和6年 12月5日（木）	オンライン 開催	延べ 130人	98.4%	大学等の管理者、課長相当職以上の幹部職員、キャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員、企業等の代表・役員及び人事採用担当者

(4) 大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度

- ① 文部科学省において創設された「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」について、令和4年度及び令和5年度の届出大学等一覧を機構ホームページに掲載した。
- ② 文部科学省主催「インターンシップフォーラム～4類型を踏まえたキャリア形成支援活動の在り方と今後～」に係る周知等協力を行った。

(5) インターンシップと大学教育改革に取り組む大学等の紹介（「文部科学教育通信」への掲載）

「大学教育改革」につなげるインターンシップ等を推進するため、大学等の先進事例を「文部科学教育通信」（全8回）に掲載した。

(6) 情報提供に係るその他の各種取組

- ① 教育的効果の高いインターンシップを推進するため、インターンシップの提供側に対する働きかけとして、産学協働によるインターンシップを実施している経済団体（一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会）の成果報告会（令和6年11月）に出席し、報告内容の講評に協力するとともに、大学等と企業等との協働による取組に関する情報収集に努めた。
- ② 就職活動のルール見直しに関しては、大学等で構成する「就職問題懇談会」（令和6年5月、7月、11月、令和7年3月）を傍聴するなど、大学等卒業・修了予定者に係る就職についての申合せの動向に関する情報収集に努めた。

4 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒が修学のために要する費用を軽減することを目的として、文部科学省及びJRと調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証を配付した。また、各大学等における学割証の使用状況及び使用見込みの取りまとめに当たり、電子媒体を活用するなどにより、円滑に実施した。

なお、令和6年度の学割証の配付枚数は約609万枚であった。

第 6 章 調査研究

1 調査研究

令和 6 年度に実施、集計又は公表した主な調査研究は、次のとおりである。

(1) 学生生活に関する調査

① 学生生活調査（隔年実施）

目 的：学生の生活状況を把握することにより、学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

対 象：大学学部、短期大学本科及び大学院の学生

調 査 数：132,908 人

調 査 時 期：令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月

調 査 結 果：令和 7 年度中にプレスリリース、ホームページに掲載（予定）

② 高等専門学校生生活調査（隔年実施）

目 的：高等専門学校生の生活状況を把握することにより、高等専門学校生にかかる生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

対 象：高等専門学校（第 4、5 学年）本科の学生

調 査 数：5,911 人

調 査 時 期：令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月

調 査 結 果：令和 7 年度中にプレスリリース、ホームページに掲載（予定）

③ 専門学校生生活調査（隔年実施）

目 的：専門学校生の生活状況を把握することにより、専門学校生にかかる生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

対 象：専門学校（専修学校専門課程）の生徒

調 査 数：17,910 人

調 査 時 期：令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月

調 査 結 果：令和 7 年度中にプレスリリース、ホームページに掲載（予定）

(2) 奨学事業に関する調査

① 大学・地方公共団体等が行う奨学金制度（毎年実施）

目 的：令和 7 年度入学者に対する各大学における学内奨学金、授業料等減免制度及び徴収猶予制度、並びに地方公共団体等が行う奨学金制度の情報提供を目的とする。

対 象：大学（大学院を含む。）、短期大学、地方公共団体及び奨学金事業実施団体

調査時期：令和 6 年 12 月

調査結果：令和 7 年 3 月 ホームページに掲載

② 奨学金の返還者に関する属性調査（毎年実施）

目 的：奨学金の返還者の属性を把握し、今後の奨学金回収方策に役立てることを目的とする。

対 象：令和 5 年 12 月末において、奨学金返還を 3 か月以上延滞している者及び奨学金返還を延滞していない者

調 査 数 : 延滞者 16,000 人、無延滞者 10,000 人

調 査 時 期 : 令和 6 年 2 月

調 査 結 果 : 令和 7 年 7 月 ホームページに掲載

(3) 留学生に関する調査

① 外国人留学生在籍状況調査（毎年実施）

目 的 : 外国人留学生の在籍状況を把握し、留学生施策に関する基礎資料を得ることを目的とする。

対 象 : 大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関

調査時点 : 令和 6 年 5 月 1 日現在

調査結果 : 令和 7 年 4 月 プレスリリース、ホームページに掲載

※本調査と併せて、以下の調査も実施した。

「外国人留学生進路状況調査」、「日本人学生留学状況調査」、「外国人留学生年間受入れ状況調査」及び「短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査」

② 私費外国人留学生生活実態調査（隔年実施）

目 的 : 私費外国人留学生の標準的な生活の状況を把握するとともに、経済的な実情等を明らかにし、外国人留学生に対する支援事業の改善、充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

対 象 : 大学（大学院を含む。）、短期大学、専修学校（専門課程）、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生

調 査 数 : 10,000 人

調 査 時 期 : 令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月

調 査 結 果 : 令和 6 年 9 月 ホームページに掲載

③ 入試における日本留学試験利用渡日前入学許可実施状況アンケート調査

目 的 : 日本留学試験利用渡日前入学許可制度利用校における渡日前入学許可実績を把握することを目的とする。

対 象 : 令和 5 年度日本留学試験利用渡日前入学許可制度利用校

調査時期 : 令和 6 年 6 月～10 月

調査結果 : 令和 6 年 12 月 ホームページに掲載

④ 2024 年度留学生受入れにかかる意識調査

目 的 : 学部への留学生受入れに対する大学のニーズ、入試、英語コースの状況等、受入れにかかる現況と課題を把握することを目的とする。

対 象 : 2023（令和 5）年度外国人留学生在籍状況調査において、大学学部私費外国人留学生の在籍ありと報告のあった大学

調査時期 : 令和 7 年 1 月～3 月

調査結果 : 令和 7 年度も引き続き調査を実施するため公表は未定

⑤ インドにおける留学意向調査

目 的 : 政策上の優先度が高く、最重点国とされているインドからの留学促進に資することを目的とする。

対 象 : 在インド日本国大使館から紹介のあった現地首都圏の3大学及び4高校
調査時期 : 令和7年2月～5月
調査結果 : 令和7年度も対象地域を変え引き続き調査を実施するため公表は未定

(4) 学生支援、修学支援等に関する調査

① 大学等における学生支援の取組状況に関する調査

目 的 : 大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について調査し、学生支援の現状及びニーズを把握することにより、学生支援の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

対 象 : 大学、短期大学及び高等専門学校

調 査 数 : 1,169校

調査時点 : 令和5年9月1日現在

調査結果 : 令和6年3月 実地調査結果をホームページに掲載

令和7年1月 アンケート調査結果をプレスリリース、ホームページに掲載

② 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査
(毎年実施)

目 的 : 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資することを目的とする。

対 象 : 大学(大学院を含む。)、短期大学及び高等専門学校

調 査 数 : 1,169校

調査時点 : 令和6年5月1日現在

調査結果 : 令和7年8月 プレスリリース、ホームページに掲載

2 客員研究員

大学等の研究者を客員研究員として採用し、機構の事業に関して調査研究を行った。

〔令和6年度客員研究員一覧〕

氏名	調査研究内容	所管課
柚原 裕次 (元日本学生支援機構情報部長)	(1) 現在のシステムにおける課題の特定及び具体的対処方策に係る助言 (2) システム開発業者等との調整及び適切な対処方策に係る助言 (3) 今後のシステム開発の方向性及び具体的手法に係る助言 (4) その他システム開発全般に係る助言	情報部
宗 清一郎 (元日本学生支援機構情報部長)	(1) 現在のシステムにおける課題の特定及び具体的対処方策に係る助言 (2) システム開発業者等との調整及び適切な対処方策に係る助言 (3) 今後のシステム開発の方向性及び具体的手法に係る助言 (4) その他システム開発全般に係る助言	情報部
田中 正弘 (筑波大学教学マネジメント室・准教授)	外国の教育制度や資格についての助言等	留学生事業部 海外留学支援課
佐藤 由利子 (東京経済大学非常勤講師、元東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系准教授)	留学生調査の内容等の指導・助言及び調査結果の分析等に関すること	留学生事業部 留学情報課
太田 浩 (一橋大学全学共通教育センター教授)	(1) 留学生調査の内容等の指導・助言及び調査結果の分析等に関すること (2) 特に米国との留学生交流に関する調査研究及び助言	留学生事業部 留学情報課
久保田 学 (一般社団法人留学生支援ネットワーク事務局長)	外国人留学生の就職に関する各種調査研究等に関すること	留学生事業部 留学情報課
沖 祐太郎 (九州大学国際部国際戦略企画室特任准教授)	外国の教育制度や留学生受入れの現状についての助言等	留学生事業部 留学情報課

第 7 章 その他の事業

1 JASSO 災害支援金

自然災害等により学生・生徒又はその父母等の居住する住宅に半壊もしくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう 708 人に対し、1 人 10 万円の支給を行った。

2 学生支援寄附金

令和 6 年度に一般の篤志家等から寄せられた寄附金の内訳は下表のとおりであった。

(1) 学生支援寄附金

〔令和 6 年度金額別内訳〕

区 分 (円)	件数	金 額 (円)
～ 1,000 未満	1,771	148,086
1,000 ～ 10,000 未満	840	2,579,061
10,000 ～ 50,000 未満	295	4,307,626
50,000 ～ 100,000 未満	38	2,049,795
100,000 ～ 500,000 未満	48	8,010,000
500,000 ～ 1,000,000 未満	17	9,535,776
1,000,000 ～ 5,000,000 未満	28	48,693,305
5,000,000 ～ 10,000,000 未満	6	34,760,000
10,000,000 ～ 50,000,000 未満	12	237,570,253
50,000,000 ～ 100,000,000 未満	0	0
100,000,000 ～ 500,000,000 未満	4	770,231,268
合 計	3,059	1,117,885,170

(2) 学生支援寄附金（東京日本語教育センター分）

〔令和 6 年度金額別内訳〕

区 分 (円)	件数	金 額 (円)
50,000 ～ 100,000 未満	0	0
100,000 ～ 500,000 未満	0	0
合 計	0	0

(3) 学生支援寄附金（大阪日本語教育センター分）

〔令和 6 年度金額別内訳〕

区 分 (円)	件数	金 額 (円)
10,000 ～ 50,000 未満	1	10,000
50,000 ～ 100,000 未満	0	0
100,000 ～ 500,000 未満	1	100,000
合 計	2	110,000

3 児童養護施設等の生徒への受験料等支援

社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないよう、寄附金を活用した新たな事業として、児童養護施設等に在籍し、令和7年3月に高等学校等を卒業予定であり、大学等への進学を希望する生徒に対し、受験に要する諸費用の支援を実施した。対象となる生徒761人に対し、1人20万円の支給を行った。

第8章 日誌

6.4.1	理事 石川 和則 就任
6.4.1	理事 谷合 俊一 就任
6.4.4	東京日本語教育センター4月入学1年コース入学式
6.4.10	大阪日本語教育センター4月入学1年コース入学式
6.4.16～22	第1回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（書面審議）
6.5.22	第1回障害学生支援委員会（オンライン会議）
6.6.8～9	トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム高校生等対象第9期壮行会(東京)
6.6.10	独立行政法人日本学生支援機構評価委員会
6.6.15	トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム高校生等対象第9期壮行会(大阪)
6.6.16	日本留学試験（第1回）
6.6.18～20	全国キャリア教育・就職ガイダンス
6.6.24	第2回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（対面実施）
6.6.29	外国人学生のための進学説明会（東京）
6.7.1～2	障害学生支援実務者育成研修会[基礎プログラム]
6.7.3	第1回障害学生支援委員会専門部会（オンライン会議）
6.7.13～14	日本留学フェア（台湾）
6.7.21	トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム大学生等対象第16期壮行会(東京)
6.7.27	海外留学フェア
6.7.30～31	心の問題と成長支援ワークショップ（東京）
6.8.3～4	日本留学フェア（韓国）
6.9.7～8	日本留学フェア（タイ）
6.9.20	国際シンポジウム
6.9.20	インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～
6.9.25～26	心の問題と成長支援ワークショップ（大阪）
6.10.4	東京日本語教育センター10月入学1年半コース入学式
6.10.10	大阪日本語教育センター10月入学1年半コース入学式
6.10.19～20	日本留学フェア（ベトナム）
6.10.25～	障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー 基礎編（オンデマンド動画配信） 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）のポイント」の解説動画を追加配信
6.10.26	国際交流フェスティバル（東京国際交流館）
6.10.28	第2回障害学生支援委員会専門部会（オンライン会議）
6.11.10	日本留学試験（第2回）
6.11.16	国際交流フェスティバル（兵庫国際交流会館）
6.11.18～19	障害学生支援実務者育成研修会[応用プログラム]
6.11.23～24	日本留学フェア（インドネシア）
6.11.25～12.4	第3回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（書面審議）
6.12.5	キャリア教育・就職支援ワークショップ
6.12.7～8	日本留学オンラインフェア
6.12.10	学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー
6.12.11	運営評議会
6.12.17	障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー 実践編（対面実施）
6.12.17	第1回機関保証制度検証委員会（オンライン会議）
7.1.17～24	第4回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（書面審議）
7.1.18～19	日本留学フェア（マレーシア）
7.2.3	第3回障害学生支援委員会専門部会（オンライン会議）
7.2.12	第2回機関保証制度検証委員会（オンライン会議）
7.2.12	奨学業務連絡協議会（東京会場）
7.2.16	第6回留学成果報告会
7.2.18	奨学業務連絡協議会（福岡会場）
7.2.20	第2回障害学生支援委員会（オンライン会議）
7.2.26	奨学業務連絡協議会（大阪会場）
7.3.7～7.5.30	障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー（オンデマンド動画配信） これからの基礎的環境整備～合理的配慮のコモディティ化～
7.3.12	東京日本語教育センター卒業式
7.3.14	第3回機関保証制度検証委員会（オンライン会議）
7.3.14	大阪日本語教育センター卒業式
7.3.17	第15回グローバル人材育成コミュニティ協議会 運営幹事会
7.3.31	理事 石川 和則 退任

第9章 予算及び決算

令和6年度における予算及び決算の状況は、次のとおりであった。

1 決算報告書

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

法人単位（全体）

収入

(単位:円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
借入金等	975,113,523,000	891,533,523,000	△ 83,580,000,000	
運営費交付金	16,604,315,000	16,604,315,000	0	
国庫補助金	269,929,082,000	168,784,668,943	△ 101,144,413,057	
育英資金返還免除等補助金	3,696,346,000	3,696,346,000	0	
留学生交流支援事業費補助金	8,896,412,000	9,322,668,000	426,256,000	令和5年度及び令和6年度補正予算の措置による増
奨学金業務システム開発費等補助金	0	2,940,213,943	2,940,213,943	奨学金業務システム開発費等補助金の措置による増
学資支給金補助金	257,336,324,000	152,825,441,000	△ 104,510,883,000	学資支給金補助金経費執行減による減
施設整備費補助金	0	3,123,467,000	3,123,467,000	施設整備費補助金の執行額の増による増
受託収入等	0	126,689,259	126,689,259	事業の受託による増
寄附金収入	1,321,720,000	1,277,257,481	△ 44,462,519	
貸付回収金	892,830,987,000	901,574,674,362	8,743,687,362	
貸付金利息等	22,182,376,000	22,072,414,325	△ 109,961,675	
政府補給金	111,602,000	103,811,367	△ 7,790,633	
事業収入	922,552,000	928,224,748	5,672,748	
雑収入	2,866,447,000	3,329,656,975	463,209,975	日本留学試験受験料収入等の増
計	2,181,882,604,000	2,009,458,702,460	△ 172,423,901,540	

支出

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A)-(B)	備考
奨学金貸与事業費	855,279,684,000	823,834,195,218	31,445,488,782	
一般管理費	2,179,740,000	2,327,888,383	△ 148,148,383	
うち、人件費（管理系）	1,096,895,000	1,231,300,605	△ 134,405,605	
物件費	1,082,845,000	1,096,587,778	△ 13,742,778	
業務経費	17,119,251,000	17,954,888,831	△ 835,637,831	
うち、人件費（事業系）	4,107,818,000	3,824,768,996	283,049,004	
物件費	13,011,433,000	14,130,119,835	△ 1,118,686,835	
特殊経費	1,094,323,000	768,396,454	325,926,546	システム改修費用の減等
借入金等償還	951,600,897,000	997,943,856,566	△ 46,342,959,566	
借入金等利息償還	29,529,566,000	26,186,925,083	3,342,640,917	支払利息の減
施設整備費	0	3,123,458,800	△ 3,123,458,800	施設整備費補助金の執行額の増による増
学資支給基金補助金経費	14,280,000	6,960,000	7,320,000	学資支給金支給額の減
留学生交流支援事業費補助金経費	8,896,412,000	7,641,918,897	1,254,493,103	事業経費の減
奨学金業務システム開発費等補助金経費	0	3,259,558,598	△ 3,259,558,598	奨学金業務システム開発費等補助金の措置による増
学資支給金補助金経費	257,336,324,000	150,003,316,300	107,333,007,700	修学支援学資支給金支給額の減
受託経費等	0	126,689,259	△ 126,689,259	事業の受託による増
寄附金事業費	1,321,720,000	1,277,257,481	44,462,519	
計	2,124,372,197,000	2,034,455,309,870	89,916,887,130	

(注) 損益計算書の計上金額と決算金額の集計区分の相違の概要

- (1) 奨学金貸与事業費は、損益計算書に計上されていないが、当期貸付金額が表示されている。
- (2) 損益計算書に計上されている留学生学資金支給業務費、留学生寄宿舎運営業務費、留学試験業務費、日本語予備教育業務費、研修・情報提供業務費、修学環境等調査研究業務費は、決算報告書上、業務経費等に含めて表示されている。
- (3) 損益計算書に計上されている奨学金業務費は、決算報告書上、業務経費、借入金等利息償還等に含めて表示されている。
- (4) 損益計算書に計上されている延滞金収入、日本留学試験検定料収入およびその他事業収入は、決算報告書上、雑収入に含めて表示されている。
- (5) 損益計算書に計上されている留学生宿舍収入および日本語学校収入は、決算報告書上、事業収入に含めて表示されている。

法人単位（奨学金事業）

収入

(単位:円)

区分	奨学金事業 予算額(A)	奨学金事業 決算額(B)	差額 (B)-(A)	備考
借入金等	975,113,523,000	891,533,523,000	△ 83,580,000,000	民間借入金の減等
運営費交付金	8,274,161,269	8,242,893,434	△ 31,267,835	
国庫補助金	261,032,670,000	159,462,000,943	△ 101,570,669,057	
育英資金返還免除等補助金	3,696,346,000	3,696,346,000	0	
留学生交流支援事業費補助金	0	0	0	
奨学金業務システム開発費等補助金	0	2,940,213,943	2,940,213,943	奨学金業務システム開発費等補助金の措置による増
学資支給金補助金	257,336,324,000	152,825,441,000	△ 104,510,883,000	学資支給金補助金経費執行減による減
施設整備費補助金	0	0	0	
受託収入等	0	0	0	
寄附金収入	375,000,000	227,257,148	△ 147,742,852	寄附金事業執行額の減による減
貸付回収金	892,830,987,000	901,574,674,362	8,743,687,362	
貸付金利息等	22,182,376,000	22,072,414,325	△ 109,961,675	
政府補給金	111,602,000	103,811,367	△ 7,790,633	
事業収入	0	0	0	
雑収入	2,382,280,000	2,259,454,925	△ 122,825,075	
計	2,162,302,599,269	1,985,476,029,504	△ 176,826,569,765	

支出

区分	奨学金事業 予算額(A)	奨学金事業 決算額(B)	差額 (A)-(B)	備考
奨学金貸与事業費	855,279,684,000	823,834,195,218	31,445,488,782	
一般管理費	0	0	0	
うち、人件費（管理系）	0	0	0	
物件費	0	0	0	
業務経費	10,241,736,665	10,664,165,037	△ 422,428,372	
うち、人件費（事業系）	2,875,766,665	2,518,135,482	357,631,183	
物件費	7,365,970,000	8,146,029,555	△ 780,059,555	
特殊経費	414,704,604	25,661,914	389,042,690	システム改修費用の減等
借入金等償還	951,600,897,000	997,943,856,566	△ 46,342,959,566	
借入金等利息償還	29,529,566,000	26,186,925,083	3,342,640,917	支払利息の減
施設整備費	0	0	0	
学資支給基金補助金経費	14,280,000	6,960,000	7,320,000	学資支給金支給額の減
留学生交流支援事業費補助金経費	0	0	0	
奨学金業務システム開発費等補助金経費	0	3,259,558,598	△ 3,259,558,598	奨学金業務システム開発費等補助金の措置による増
学資支給金補助金経費	257,336,324,000	150,003,316,300	107,333,007,700	修学支援学資支給金支給額の減
受託経費等	0	0	0	
寄附金事業費	375,000,000	227,257,148	147,742,852	寄附金事業執行額の減
計	2,104,792,192,269	2,012,151,895,864	92,640,296,405	

法人単位（留学生支援事業）

収入

(単位:円)

区分	留学生支援事業 予算額(A)	留学生支援事業 決算額(B)	差額 (B)-(A)	備考
借入金等	0	0	0	
運営費交付金	5,195,103,809	5,235,484,623	40,380,814	
国庫補助金	8,896,412,000	9,322,668,000	426,256,000	
育英資金返還免除等補助金	0	0	0	
留学生交流支援事業費補助金	8,896,412,000	9,322,668,000	426,256,000	令和4年度補正予算の措置による増
奨学金業務システム開発費等補助金	0	0	0	
学資支給金補助金	0	0	0	
施設整備費補助金	0	153,747,000	153,747,000	施設整備費補助金の執行額の増による増
受託収入等	0	126,689,259	126,689,259	事業の受託による増
寄附金収入	946,720,000	1,050,000,333	103,280,333	寄附金事業執行額の増による増
貸付回収金	0	0	0	
貸付金利息等	0	0	0	
政府補給金	0	0	0	
事業収入	922,552,000	928,224,748	5,672,748	
雑収入	483,899,000	971,354,463	487,455,463	日本留学試験受験料収入等の増
計	16,444,686,809	17,788,168,426	1,343,481,617	

支出

区分	留学生支援事業 予算額(A)	留学生支援事業 決算額(B)	差額 (A)-(B)	備考
奨学金貸与事業費	0	0	0	
一般管理費	0	0	0	
うち、人件費（管理系）	0	0	0	
物件費	0	0	0	
業務経費	6,586,151,800	6,940,622,648	△ 354,470,848	
うち、人件費（事業系）	1,026,340,800	1,062,223,483	△ 35,882,683	
物件費	5,559,811,000	5,878,399,165	△ 318,588,165	学習奨励費の増等
特殊経費	15,403,009	13,215,493	2,187,516	自己都合退職手当の減等
借入金等償還	0	0	0	
借入金等利息償還	0	0	0	
施設整備費	0	153,747,000	△ 153,747,000	施設整備費補助金の執行額の増による増
学資支給基金補助金経費	0	0	0	
留学生交流支援事業費補助金経費	8,896,412,000	7,641,918,897	1,254,493,103	事業経費の減
奨学金業務システム開発費等補助金経費	0	0	0	
学資支給金補助金経費	0	0	0	
受託経費等	0	126,689,259	△ 126,689,259	事業の受託による増
寄附金事業費	946,720,000	1,050,000,333	△ 103,280,333	寄附金事業執行額の増
計	16,444,686,809	15,926,193,630	518,493,179	

法人単位（学生生活支援事業）

収入

(単位:円)

区分	学生生活支援事業 予算額(A)	学生生活支援事業 決算額(B)	差額 (B)-(A)	備考
借入金等	0	0	0	
運営費交付金	292,546,013	336,220,508	43,674,495	業務委託費の増等
国庫補助金	0	0	0	
育英資金返還免除等補助金	0	0	0	
留学生交流支援事業費補助金	0	0	0	
奨学金業務システム開発費等補助金	0	0	0	
学資支給金補助金	0	0	0	
施設整備費補助金	0	0	0	
受託収入等	0	0	0	
寄附金収入	0	0	0	
貸付回収金	0	0	0	
貸付金利息等	0	0	0	
政府補給金	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
計	292,546,013	336,220,508	43,674,495	

支出

区分	学生生活支援事業 予算額(A)	学生生活支援事業 決算額(B)	差額 (A)-(B)	備考
奨学金貸与事業費	0	0	0	
一般管理費	0	0	0	
うち、人件費（管理系）	0	0	0	
物件費	0	0	0	
業務経費	291,362,535	350,101,146	△ 58,738,611	
うち、人件費（事業系）	205,710,535	244,410,031	△ 38,699,496	
物件費	85,652,000	105,691,115	△ 20,039,115	業務委託費の増等
特殊経費	1,183,478	43,264	1,140,214	自己都合退職手当の減
借入金等償還	0	0	0	
借入金等利息償還	0	0	0	
施設整備費	0	0	0	
学資支給基金補助金経費	0	0	0	
留学生交流支援事業費補助金経費	0	0	0	
奨学金業務システム開発費等補助金経費	0	0	0	
学資支給金補助金経費	0	0	0	
受託経費等	0	0	0	
寄附金事業費	0	0	0	
計	292,546,013	350,144,410	△ 57,598,397	

法人単位（法人共通）

収入

(単位:円)

区分	法人共通 予算額(A)	法人共通 決算額(B)	差額 (B)-(A)	備考
借入金等	0	0	0	
運営費交付金	2,842,503,909	2,789,716,435	△ 52,787,474	業務委託費の減等
国庫補助金	0	0	0	
育英資金返還免除等補助金	0	0	0	
留学生交流支援事業費補助金	0	0	0	
奨学金業務システム開発費等補助金	0	0	0	
学資支給金補助金	0	0	0	
施設整備費補助金	0	2,969,720,000	2,969,720,000	施設整備費補助金の執行額の増による増
受託収入等	0	0	0	
寄附金収入	0	0	0	
貸付回収金	0	0	0	
貸付金利息等	0	0	0	
政府補給金	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
雑収入	268,000	98,847,587	98,579,587	雑収入の増等
計	2,842,771,909	5,858,284,022	3,015,512,113	

支出

区分	法人共通 予算額(A)	法人共通 決算額(B)	差額 (A)-(B)	備考
奨学金貸与事業費	0	0	0	
一般管理費	2,179,740,000	2,327,888,383	△ 148,148,383	
うち、人件費（管理系）	1,096,895,000	1,231,300,605	△ 134,405,605	
物件費	1,082,845,000	1,096,587,778	△ 13,742,778	
業務経費	0	0	0	
うち、人件費（事業系）	0	0	0	
物件費	0	0	0	
特殊経費	663,031,909	729,475,783	△ 66,443,874	
借入金等償還	0	0	0	
借入金等利息償還	0	0	0	
施設整備費	0	2,969,711,800	△ 2,969,711,800	施設整備費補助金の執行額の増による増
学資支給基金補助金経費	0	0	0	
留学生交流支援事業費補助金経費	0	0	0	
奨学金業務システム開発費等補助金経費	0	0	0	
学資支給金補助金経費	0	0	0	
受託経費等	0	0	0	
寄附金事業費	0	0	0	
計	2,842,771,909	6,027,075,966	△ 3,184,304,057	

2 貸借対照表

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

法人単位

(単位:円)

区分	金額	
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
現金及び預金	274,472,729,689	
貸付金		
第一種学貸与金	2,800,392,526,328	
第二種学貸与金	6,350,125,248,389	
貸倒引当金	△ 26,586,968,436	9,123,930,806,281
前払金		9,754,747
前払費用		14,930,552
未収収益	512,092,868	
貸倒引当金	△ 2,531,197	509,561,671
未収金	822,846,699	
貸倒引当金	△ 8,187,886	814,658,813
賞与引当金見返 (注)		389,165,276
流動資産合計		9,400,141,607,029
Ⅱ 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物	36,652,424,821	
減価償却累計額	△ 19,022,285,059	
減損損失累計額	△ 25,033,031	17,605,106,731
構築物	52,100,859	
減価償却累計額	△ 41,447,293	10,653,566
車両運搬具	5,682,600	
減価償却累計額	△ 1,136,520	4,546,080
工具器具備品	5,194,049,341	
減価償却累計額	△ 3,808,281,773	1,385,767,568
土地		10,672,550,060
建設仮勘定		5,460,763,000
有形固定資産合計		35,139,387,005
2. 無形固定資産		
借地権		5,450,587,495
ソフトウェア		7,222,023,686
電話加入権		754,000
無形固定資産合計		12,673,365,181
3. 投資その他の資産		
破産再生更生債権等	121,839,386,248	
貸倒引当金	△ 120,038,669,126	1,800,717,122
未収財源措置予定額 (注)		12,560,838,461
退職給付引当金見返 (注)		3,664,511,498
差入保証金		197,563,581
投資その他の資産合計		18,223,630,662
固定資産合計		66,036,382,848
資産合計		9,466,177,989,877

区分	金額	
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
運営費交付金債務（注）	488,648,580	
預り施設費（注）	8,200	
預り補助金等（注）	5,694,709,228	
預り寄附金（注）	2,632,726,000	
一年以内償還予定日本学生支援債券	120,000,000,000	
一年以内返済予定長期借入金	881,019,987,000	
未払金	6,708,440,802	
未払消費税等	17,784,800	
リース債務	400,566,185	
未払費用	7,515,770,761	
前受金	229,522,885	
預り金	382,219,474	
仮受金	70,101,902	
賞与引当金	389,165,276	
資産除去債務	225,940,000	
流動負債合計		1,025,775,591,093
Ⅱ 固定負債		
資産見返負債（注）		
資産見返運営費交付金（注）	1,685,818,852	
資産見返施設費（注）	768,632,656	
資産見返補助金等（注）	6,574,725,472	
資産見返寄附金（注）	81,143,017	
建設仮勘定見返施設費（注）	5,460,763,000	14,571,082,997
長期預り補助金等（注）		124,727,455
長期預り寄附金（注）		6,353,981,255
日本学生支援債券		120,000,000,000
長期借入金		8,265,597,101,410
長期預り保証金		69,915,816
長期リース債務		364,721,212
退職給付引当金		3,664,511,498
固定負債合計		8,410,746,041,643
負債合計		9,436,521,632,736
純資産の部		
Ⅰ 資本金		
政府出資金	100,000,000	
資本金合計		100,000,000
Ⅱ 資本剰余金		
資本剰余金	△ 601,319,929	
その他行政コスト累計額（注）	△ 29,644,842,436	
減価償却相当累計額（注）	△ 18,714,363,975	
減損損失相当累計額（注）	△ 25,033,031	
除売却差額相当累計額（注）	△ 10,905,445,430	
民間出えん金（注）	58,745,446,994	
資本剰余金合計		28,499,284,629
Ⅲ 利益剰余金		1,057,072,512
純資産合計		29,656,357,141
負債・純資産合計		9,466,177,989,877

貸借対照表注記

- 「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
- （注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
- その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額 △1,065,796円

3 行政コスト計算書

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

法人単位

(単位:円)

区分	金額
I 損益計算書上の費用	
奨学金業務費	63,312,350,885
学資金支給業務費	8,304,799
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300
留学生学資金支給業務費	11,791,299,352
留学生寄宿舎運営業務費	1,262,356,307
留学試験業務費	1,028,310,082
日本語予備教育業務費	800,291,045
留学生交流推進業務費	1,140,826,906
研修・情報提供業務費	125,403,771
修学環境等調査研究業務費	205,871,108
一般管理費	3,055,390,856
臨時損失	117,406
損益計算書上の費用合計	232,733,838,817
II その他行政コスト	
減価償却相当額（注）	507,942,826
除売却差額相当額（注）	8
その他行政コスト合計	507,942,834
III 行政コスト	233,241,781,651

行政コスト計算書注記

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	233,241,781,651	円
自己収入等	△ 27,731,469,365	円
機会費用	32,868,383,588	円
独立行政法人の運営に関して		
国民の負担に帰せられるコスト	238,378,695,874	円

2. 機会費用の計上方法

- (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法
近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。
- (2) 政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率
平成31年4月5日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、1.485%で計算しております。
- (3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率
当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値1.152%で計算しております。
- (4) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

3. （注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

4 損益計算書

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

法人単位

(単位:円)

区分	金額	
経常費用		
業務費		
奨学金業務費	63,312,350,885	
学資金支給業務費	8,304,799	
修学支援学資金支給業務費	150,003,316,300	
留学生学資金支給業務費	11,791,299,352	
留学生寄宿舎運営業務費	1,262,356,307	
留学試験業務費	1,028,310,082	
日本語予備教育業務費	800,291,045	
留学生交流推進業務費	1,140,826,906	
研修・情報提供業務費	125,403,771	
修学環境等調査研究業務費	205,871,108	229,678,330,555
一般管理費		3,055,390,856
経常費用合計		232,733,721,411
経常収益		
運営費交付金収益(注)	15,367,878,884	
施設費収益	202,094,200	
学貸与金利息	21,981,130,237	
延滞金収入	2,213,122,619	
留学生宿舎収入	629,890,452	
日本語学校収入	298,334,296	
日本留学試験検定料収入	783,517,420	
その他事業収入	314,659,418	
受託収入		
その他受託収入	26,689,259	
補助金等収益(注)		
国庫補助金収益(注)	158,651,817,594	
政府補給金収益(注)	27,443,925,059	186,095,742,653
助成金収益(注)		63,423,402
寄附金収益(注)		1,269,090,234
賞与引当金見返に係る収益(注)		389,165,276
退職給付引当金見返に係る収益(注)		△ 170,670,448
資産見返負債戻入(注)		
資産見返運営費交付金戻入(注)	659,246,686	
資産見返施設費戻入(注)	87,352,502	
資産見返補助金等戻入(注)	1,619,646,946	
資産見返寄附金戻入(注)	10,143,535	2,376,389,669
財務収益		
受取利息	136,680,840	
有価証券利息	4,769,753	141,450,593
経常収益合計		231,981,908,164
経常損失		751,813,247
臨時損失		
固定資産除却損	117,406	117,406
臨時利益		
資産見返運営費交付金戻入(注)	99,465	
資産見返施設費戻入(注)	36	
資産見返補助金等戻入(注)	4	
資産見返寄附金戻入(注)	17,900	117,405
当期純損失		751,813,248
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)		751,977,108
当期総利益		163,860

損益計算書注記

- ファイナンス・リースに係る取引
ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△742,290円であり、当該影響額を除いた当期総利益は906,150円であります。
- (注)を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

5 キャッシュ・フロー計算書

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

法人単位		(単位:円)
区分	金額	
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
人件費支出	△ 5,004,397,780	
学貸与金の貸付による支出	△ 823,834,195,218	
学貸支給金の支給による支出	△ 6,960,000	
修学支援学貸支給金の支給による支出	△ 150,003,316,300	
短期借入金の返済による支出	△ 1,462,645,000,000	
債券の償還による支出	△ 120,000,000,000	
長期借入金の返済による支出	△ 877,943,856,566	
借入利息の支払額	△ 25,881,375,749	
債券利息の支払額	△ 305,549,334	
その他の業務支出	△ 25,872,693,606	
運営費交付金収入	16,604,315,000	
学貸与金の回収による収入	901,523,267,258	
学貸支給金の回収による収入	89,837,295	
短期借入れによる収入	1,462,645,000,000	
債券の発行による収入	119,825,390,386	
長期借入れによる収入	771,533,523,000	
学貸与金利息の受取額	21,937,439,153	
延滞金収入	2,213,122,619	
留学生宿舍収入	622,891,707	
日本語学校収入	292,533,913	
日本留学試験検定料収入	810,602,420	
その他の事業収入	386,506,792	
政府受託収入の精算による返還金の支出	△ 6,695,989	
国庫補助金収入	168,730,273,943	
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 4,837,420,220	
政府補助金収入	103,811,367	
助成金収入	100,000,000	
寄附金収入	2,187,202,847	
小計	△ 26,735,743,062	
その他利息の受取額	161,665,823	
その他利息の支払額	△ 296,644	
国庫納付金の支払額	△ 1,041,844,515	
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,616,218,398	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	28,700,000,000	
有形固定資産の取得による支出	△ 762,719,987	
無形固定資産の取得による支出	△ 4,294,445,100	
差入保証金の差入による支出	△ 745,560	
施設整備費補助金収入	3,323,396,000	
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,965,485,353	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 774,555,044	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 774,555,044	
IV 資金増加額	△ 1,425,288,089	
V 資金期首残高	275,898,017,778	
VI 資金期末残高	274,472,729,689	

キャッシュ・フロー計算書注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	274,472,729,689 円
資金期末残高	274,472,729,689 円

2. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	34,419,000 円
学貸与金免除	17,054,963,359 円
一般会計からの借入金免除	16,596,410,182 円
特別会計からの借入金免除	10,519,688 円
計	33,696,312,229 円

第 10 章 評価

1 機構による自己評価

機構は令和 6 年度における業務実績について、外部有識者により構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（以下、機構評価委員会という。）より意見を聴取したうえで自己評価を決定し、「令和 6 年度業務実績等報告書」を取りまとめ、令和 7 年 6 月 26 日付けで文部科学大臣に提出した。

機構評価委員会の意見及び「令和 6 年度業務実績等報告書」はホームページに掲載している。
(<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/gyoumu/5th.html>)

2 文部科学大臣による評価

機構が提出した「令和 6 年度業務実績等報告書」に基づいて、文部科学省において「独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合」（主査：荒張健（EY 新日本有限責任監査法人常務理事 公認会計士））による審議が行われ、その意見を踏まえ、文部科学大臣による評価が決定された。評価結果の概要は以下のとおりである。

○独立行政法人日本学生支援機構の令和 6 年度における業務の実績に関する評価 ＜総合評定＞

1. 全体の評定

B：法人全体の評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

2. 法人全体に対する評価

（法人全体の評価）

以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められ、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。

- 貸与奨学金の減額返還及び返還期限猶予について、周知の拡大及び利用者の利便性向上に取り組み、申請数に占める電子申請の割合が計画値を上回る実績となった。
- 貸与奨学金の代理返還制度について、企業用 web ページの開設や周知の拡大、口座振替による支援開始に取り組み、利用企業数が計画値を上回る実績となった。
- 海外留学イベントの実施及び協力回数について、計画値を上回る実績となった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

- 海外留学イベントの実施及び協力について、今後は、これらのイベントの成果についても確認するなど、質的な評価に係る指標も追加すること。

4. その他事項

—

＜項目別評価＞

	S	A	B	C	D	計
評価	0	0	13	0	0	13
補助評価	0	1	10	0	0	11

S：中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。